

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	139 件
国民年金関係	36 件
厚生年金関係	103 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	87 件
国民年金関係	33 件
厚生年金関係	54 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から44年2月まで
② 昭和50年3月

私は、結婚後、区役所からの加入勧奨を受けて国民年金の加入手続を行った際、区の職員から、未納分の国民年金保険料を納付することができることを聞き、さかのぼって保険料をまとめて納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和51年11月ごろに払い出されており、その時点で、当該期間は、国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であるとともに、直後の保険料は過年度納付しており、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

また、申立人は、さかのぼって保険料を納付するに至った経緯等について具体的に記憶している上、当該期間は1か月と短期間で、申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまで保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

2 しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、さかのぼって保険料を納付した期間、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、また、申立人は、国民年金の加入手続時以外には、保険料をさかのぼって納付したことはないと供述するなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、上記の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効に

より保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から47年3月までの期間、48年1月から同年3月まで期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月から47年3月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで
③ 昭和50年1月から同年3月まで

私は、昭和45年に会社を退職後、夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、元妻が、夫婦二人分を一緒に市役所で納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和46年4月ごろに夫婦連番で払い出されており、その時点で、当該期間の国民年金保険料は現年度納付が可能な期間であり、直後の保険料は納付済みである。

また、申立期間②及び③については、いずれも3か月と短期間であり、当該期間前後の保険料は現年度納付していることが確認できる上、当該期間及びその前後の期間当時の申立人の生活状況に特段の変化は認められない。

さらに、保険料を納付していたとする申立人の元妻は、保険料の納付場所、納付方法等の納付状況について具体的に説明している上、申立人が居住していた市では、市役所内に所在する金融機関で保険料を収納していたことが確認でき、加えて、申立人及びその元妻は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から47年3月までの期間、48年1月から同年3月まで期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年9月から47年3月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで
③ 昭和50年1月から同年3月まで

私の元夫が、昭和45年に会社を退職後、夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、私が、夫婦二人分を一緒に市役所で納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和46年4月ごろに夫婦連番で払い出されており、その時点で、当該期間の国民年金保険料は現年度納付が可能な期間であり、直後の保険料は納付済みである。

また、申立期間②及び③については、いずれも3か月と短期間であり、当該期間前後の保険料は現年度納付していることが確認できる上、当該期間及びその前後の期間当時の申立人の生活状況に特段の変化は認められない。

さらに、申立人は、保険料の納付場所、納付方法等の納付状況について具体的に説明している上、申立人が居住している市では、市役所内に所在する金融機関で保険料を収納していたことが確認でき、加えて、申立人及びその元夫は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から50年9月まで

私は、夫と義母に勧められ、区役所出張所で国民年金の加入手続を行った。その際、職員から、さかのぼって国民年金保険料を納付することを勧められ、分割で保険料を納付した。保険料は、出張所や送付された納付書により金融機関で納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和50年7月から同年9月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和52年10月ごろに払い出されており、その時点で、当該期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であるとともに、直後の保険料は過年度納付している。また、申立人は、保険料の納付場所に関して具体的に説明しているとともに、申立期間を除き、60歳に至るまで保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

2 しかしながら、申立期間のうち、昭和39年5月から50年6月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入時期に関する記憶が曖昧であり、また、申立人が居住していた区では、保険料の納付方法が印紙検認方式から納付書方式に、当該期間の途中で移行しているが、申立人は、印紙で保険料を納付した記憶はないと供述するなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、上記の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は、時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されて

いたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から41年3月まで

私は、夫が会社を退職した昭和39年12月ごろ、自宅に来た区の職員に勧められて、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、私が、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和40年1月から41年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、40年7月ごろに夫婦連番で払い出されており、その時点で、当該期間は国民年金保険料を現年度納付及び過年度納付することが可能な期間である。また、申立人は、国民年金の加入経緯及び保険料の納付方法等について具体的に説明しているとともに、申立人夫婦が居住していた区では、区の専任徴収員が戸別訪問により国民年金の加入勧奨していたこと及び当時、都の職員が戸別訪問により過年度保険料の集金を行っていたことが確認できる。さらに、申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまでの国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

2 しかしながら、申立期間のうち、昭和39年12月については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、さかのぼって保険料を納付した期間等に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、当該期間は、平成2年6月の社会保険庁による記録整備によって、申立人夫婦が、当時、国民年金の強制加入対象者であったために生じた未納期間であり、その時点では、当該期間は時効により保険

料を納付できない期間である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から41年3月まで
私が会社を退職した昭和39年12月ごろ、妻が、自宅に来た区の職員に勧められて、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和40年1月から41年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、40年7月ごろに夫婦連番で払い出されており、その時点で、当該期間は国民年金保険料を現年度納付及び過年度納付することが可能な期間である。また、申立人の妻は、国民年金の加入経緯及び保険料の納付方法等について具体的に説明しているとともに、申立人夫婦が居住していた区では、区の専任徴収員が戸別訪問により国民年金の加入勧奨していたこと及び当時、都の職員が戸別訪問により過年度保険料の集金を行っていたことが確認できる。さらに、申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまでの国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

2 しかしながら、申立期間のうち、昭和39年12月については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたとする妻は、さかのぼって保険料を納付した期間等に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、当該期間は、平成3年1月の社会保険庁による記録整備によって、申立人夫婦が、当時、国民年金の強制加入対象者であったために生じた未納期間であり、その時点では、

当該期間は時効により保険料を納付できない期間である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年6月から4年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年6月から4年1月まで
② 平成4年4月から同年12月まで

私は、退職後に国民年金に加入し、国民年金保険料を3か月納付したが、その後は納付していなかった。再就職後に未納期間について保険料を納付するようとの督促を受けたため、分割して発行してもらった納付書で妻が何回かに分けて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、会社を退職した直後の平成3年6月に国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であった。また、申立人は、未納期間の保険料の督促を受け、分割して発行してもらった納付書で納付し終えた時期は5年末又は6年初めごろと記憶しており、当該期間直後の4年2月及び同年3月の保険料は6年3月に納付されていることが確認できることなどから、当該期間の保険料は、国民年金加入直後に3か月分については現年度納付し、その後の期間については5年の再就職後に分割してさかのぼって納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、妻は、保険料の納付時期等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、平成6年12月に申立人に対して過年度保険料の納付書が発行された記録があり、当該納付書の対象期間は、その時点で時効期間が経過していなかった当該期間末の4年11月及び同年12月と考えられることから、6年12月時点では、当該期間の

保険料は納付し終えていなかったと考えられる。さらに、上記のとおり、申立人は平成6年度以降に保険料を納付した記憶は無く、申立人の保険料を納付していたとする妻の国民年金手帳の記号番号は4年6月ごろに払い出されていることが確認でき、妻には当該期間を含めて5年1月に第3号被保険者となる前までの納付書が送付されていたと考えられるものの、妻は、当該期間を含めて自身の保険料が未納であるなど、妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、平成3年6月から4年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から40年3月まで

私の母は、私が20歳になってしばらくして、私の国民年金の加入手続きを行ってくれ、以後しばらく、私が母にお金を渡して国民年金保険料を納付していた。申立期間もさかのぼって納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間のうち、昭和39年1月から40年3月までの期間については、申立人が国民年金保険料の納付を開始したことが確認できる41年2月の時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能な期間である上、申立人が当初に母親に渡したとする2,000円程度という保険料額は、当該期間の保険料と41年2月に一括納付している40年4月から41年3月までの保険料を納付した場合の金額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、昭和38年4月から同年12月までの期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納めていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、上記の保険料の納付を開始した41年2月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 39 年 1 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和17年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和40年4月から44年3月まで
私は、結婚後に、突然、国民年金手帳と納付書が自宅に送られてきたので、昭和44年9月頃よりは前の時期にさかのぼって国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間のうち、昭和42年4月から44年3月までの期間については、申立人は、送付された納付書で納付した時期について、44年2月の出産より後で、同年4月から9月までの保険料を納付した同年9月時点よりも前であったと説明していること、また、申立人が当時居住していた区では保険料の納付方法は印紙検認方式であったが、申立人は印紙検認による納付とは別に納付書により当該期間の保険料を納付したと説明しており、この納付方法は過年度保険料の納付方法と一致すること、申立人が所持する国民年金手帳の42年度及び43年度の印紙検認台紙にメモされている保険料額は、それぞれの年度の保険料額と一致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記の申立人が納付したとする時点では、当該期間の大部分又は全部は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から44年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から59年8月までの期間及び62年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から59年8月まで
② 昭和62年4月から同年6月まで

私は、会社を退職後に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を銀行の口座振替で納付してきた。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間直前の昭和55年4月から56年9月までの期間の国民年金保険料は、社会保険庁のオンライン記録から63年1月に納付済みとして記録追加されたことが確認でき、また、申立人の妻は、市が保管する国民年金被保険者名簿では55年度の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、オンライン記録では未納となっているなど、行政側において申立人及び妻に係る記録管理が適切に行われていなかった状況が見られる。さらに、申立人の妻は、当該被保険者名簿により、59年4月に記録訂正されるまで、56年4月からの3年間は申請免除期間であったことが確認できることから、この申請免除期間に対応する当該期間のうち56年10月から59年3月までの期間が未加入期間となっているのは不自然であり、当時、当該期間は納付可能な加入期間であったと考えられるなど、継続して当該期間の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みであるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 5003

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月

私は、昭和45年3月に会社を退職する際、人事担当者から、「退職日までは厚生年金保険の加入期間で、明日からは国民年金の加入期間になるから自分できちんと手続するように」と教えられたので、区役所に行き国民年金の加入手続をした。その後も、会社を退職する度に、きちんと手続をして保険料も未納がないように納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間については申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間後の厚生年金保険から国民年金への3回の切替手続を適切に行っている上、昭和53年4月から平成3年1月までの期間の保険料については昭和60年度分を除き前納している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和45年6月に払い出されており、当該払出時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能である上、申立期間は1か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 5012

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から同年5月まで

私の夫は、私が勤務していた会社を退職した平成元年1月に、私の国民年金の加入手続きをし、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は5か月と短期間である。また、申立人は、申立期間を除く4回の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを適切に行っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 4 年 1 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 4 年 1 月まで
私は、国民年金に加入した昭和 47 年から 65 歳になるまで付加保険料を含めて国民年金保険料を納付してきた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金に加入した昭和 47 年 9 月から 65 歳になる前月まで、付加保険料を含めて国民年金保険料をすべて納付している。また、納付書又は口座振替により納付したとする方法は、当時申立人が居住していた市の納付方法と合致しているとともに、納付したとする付加保険料の金額は、当時の付加保険料額と一致している。さらに、申立人が所持する国民年金手帳には、申立人が国民年金に加入した 47 年 9 月に付加保険料納付を申し出たこと及び申立期間直後の平成 4 年 2 月に任意加入したことが記載されているのみで、付加保険料納付を辞退した日は記載されていないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から48年9月まで
② 昭和50年7月から53年3月まで

私は昭和53年ごろ、将来のことを考え、今までの未納分について市役所の出張所で相談し、夫の分と一緒に未納分の保険料5～6万円を、4回位に分けて納付した。申立期間の保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が所持する国民年金手帳及び特殊台帳に住所変更日として記載されている昭和53年12月ごろは、第3回特例納付実施期間内であり、特例納付及び過年度納付した納付時期、納付場所等の申立人の記憶は具体的で、納付したとする金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致している上、申立人が保険料と一緒に納付したとする夫は、特例納付及び過年度納付により申立期間の保険料が、納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の夫は、申立期間の過半の保険料が未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和50年7月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 5017

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から同年3月まで

私は、実家に居る時、市役所に勤めていた兄や両親に勧められて自分で国民年金の加入手続をして、それ以後は必ず保険料を納付してきた。申立期間の3か月のみ保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年1月以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である上、申立期間の前後の保険料は現年度納付されている。

また、納付書の入手方法、納付方法、納付場所等の申立人の記憶は具体的である上、当時の納付制度と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年7月から38年3月までの期間及び54年10月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和54年10月から55年3月まで

私の申立期間①の保険料については、当時同居していた私の両親が納付してくれていたはずである。また、申立期間②については、結婚後の期間なので、妻が2人分の保険料を一緒に納付してくれていたはずである。特に申立期間②については、妻も同期間納付済みであるし、私の前後の期間も納付済みなのに、それぞれの申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和36年7月から38年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された38年10月時点では、過年度納付が可能な期間である上、申立期間当時同居し、申立人の保険料を一緒に納付していたとする母親の36年7月から38年3月までの期間の保険料は過年度納付されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、6か月と短期間で、申立期間の前後は納付済みである上、申立人の保険料を一緒に納付したとする妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和36年4月から同年6月までの期間については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された38年10月時点では、当該期間は保険料を時効により納付ができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭

和 36 年 7 月から 38 年 3 月までの期間及び 54 年 10 月から 55 年 3 月まで期間
の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から38年3月まで

私は、昭和35年11月ごろ、妻と一緒に国民年金に加入し、妻が二人分の国民年金保険料を納付してきた。一緒に納付していた妻の保険料が納付済みとなっているのに、私の申立期間が未加入期間とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年11月に妻と連番で払い出されており、二人分を一緒に納付していたとする妻の申立期間の保険料は納付されている上、国民年金への加入時期、加入手続、保険料の納付方法及び納付場所等の申立人の記憶は具体的で、当時の加入手続及び納付方法と合致している。

また、申立期間は国民年金の未加入期間とされているが、手帳記号番号払出後、昭和38年4月に厚生年金に加入するまでの間に、申立人に生活状況等に変化は無く、資格喪失後に申立期間直前の期間の保険料を納付しており、国民年金加入資格が喪失となる理由は見当たらないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から同年9月までの期間、46年4月から同年9月までの期間、61年3月、61年7月から同年9月までの期間、61年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から同年9月まで
② 昭和46年4月から同年9月まで
③ 昭和61年3月
④ 昭和61年7月から同年9月まで
⑤ 昭和61年11月及び12月

私は、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、すべての期間について保険料を納付してきた。また、夫婦で未納期間が相違しているのは不自然であり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間①、②、④及び⑤については、それぞれの期間は6か月以下と短期間であり、申立人は申立期間の前後の保険料を現年度納付している上、納付方法、納付場所等の申立人の記憶は具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間③については、1か月と短期間である上、申立期間③及び直前の昭和60年10月から61年2月までの期間は61年12月に過年度納付され、保険料額不足により申立期間③のみが還付されているが、還付決議がされた62年2月時点では申立期間③は過年度納付が可能な期間であり、納付しないのは不自然であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から44年3月まで

私は、国民年金の加入手続をした際、過去の国民年金保険料をさかのぼってすべて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和45年4月時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。また、申立期間直後の44年4月から45年3月までの期間の保険料は、申立人が所持する国民年金手帳の検認印により、平成20年3月に納付済みに記録訂正されており、さらに、納付済みに記録訂正された申立期間直後の昭和44年4月から45年3月までの期間は、平成20年3月まで未加入期間とされていたことなど、行政側において申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から47年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで

私は、夫に勧められて国民年金に加入した。加入後は未納なく国民年金保険料を納付してきた。加入手続だけして、保険料を納付しないことは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間②については、当該期間は12か月と短期間である上、前後の期間の保険料は納付済みである。また、当該期間の直前の期間である昭和47年4月から49年3月までの期間の保険料は、当該期間中の49年11月に、さらに、当該期間の直後の期間である50年4月から同年6月までの保険料は50年4月に納付されていることが確認でき、いずれの納付時点でも当該期間の保険料を現年度納付することが可能であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が当時居住していた市では、当時、集会所等において集合徴収により保険料を収納し、その後納付書制度が開始されてからは、国民年金手帳を市で預かり保管していたと説明しているが、申立人は、集合徴収で納付したり手帳を預けた記憶は無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から44年3月までの期間、46年1月から同年3月までの期間、50年4月から同年6月までの期間、51年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年4月から44年3月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで
③ 昭和50年4月から同年6月まで
④ 昭和51年1月及び同年2月

私は、国民年金に加入後、主に夫に国民年金保険料を納付してもらっていたが、夫が入院している期間は自分で納付するなど、未納なく保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和43年5月に払い出されており、申立期間より前の36年4月から41年3月までの国民年金保険料が納付済みであること、また、申立人の夫の手帳記号番号は45年6月に払い出されており、それ以前の国民年金被保険者資格を取得した37年4月までの保険料が納付済みであることから、申立人及びその夫は、特例納付を行ったものと推認できる。さらに、夫は、60歳到達時点までの受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を超えて、それまでの未納期間の保険料をすべて納付していること、申立人の特例納付をした月数も年金の受給資格を満たすために必要となる納付月数を超えていることなどから、申立人の申立期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

申立期間②及び③については、当該期間はいずれも3か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みである上、申立期間②については、夫も自身の保険料を納付済みであること、また、申立期間③、④については、申立人は一時的に転居し他区で居住していたが、申立人の払出簿において、転居先住所への変更手続を行ったことを示す記載があり、転居期間中当該期間以外の保険料

は納付済みであることなど、これらの期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年12月までの期間及び平成3年11月から6年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月から37年12月まで
② 昭和39年8月から40年3月まで
③ 昭和40年9月から45年3月まで
④ 昭和47年4月から同年12月まで
⑤ 平成3年11月から6年1月まで

申立期間①は、母が私の国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。婚姻後の申立期間②、③、④及び⑤は、夫婦一緒に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みで、9か月と短期間であり、申立期間⑤については、申立人のオンライン記録から、当該期間内の平成5年8月に、厚生年金保険と重複して納付した国民年金保険料額について、一部の金額を3年10月の保険料に充当するとともに残額を還付していることが確認でき、当該還付・充当処理が行われた時点において、当該期間の保険料は過年度納付及び現年度納付することが可能である上、申立人が自身の保険料と一緒に納付していたとする夫の当該期間の保険料は、夫が60歳に到達する5年*月までの期間が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②及び③については、申立人及び申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、婚姻前の申立期間①については、申立人は自身の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和45年8月は特例納付の実施期間であるが、

申立人は自身の保険料を特例納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人及び母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和47年4月から同年12月までの期間及び平成3年11月から6年1月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年3月まで
私は、申立期間の前後の期間は国民年金保険料を納付しているのに、当該期間だけ納付しないはずはない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の前後の期間の保険料は現年度納付によるものと考えられる上、申立期間は6か月と短期間の1回のみであるなど、申立期間の保険料のみが未納となっているのは不自然であり、申立期間当時に保険料の納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年12月まで
② 昭和53年4月から54年12月まで

私の夫は、加盟していた企業組合から、国民年金保険料を納付しないと将来、年金をもらえなくなると言われ、自分の保険料を納付するとともに、私の国民年金の加入手続も行ってくれた。申立期間①については、夫が私の保険料も一緒に納付してくれていたはずであり、夫が納付済みであるのに私だけ当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

また申立期間②についても、夫が夫婦二人分の保険料を納付していたはずであり、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、12か月と比較的短期間であり、申立人は、昭和50年1月以降、申立期間②を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫が、企業組合から説明を受けて保険料を納付したとする記憶及び申立人の国民年金の加入手続を行ったとする記憶は具体的である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年1月時点で、当該期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であり、夫も当該期間の自身の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする夫も当該期間の保険料の納付状況についての記憶が不明確である上、夫も当該期間の自身の保険料が未納であるなど、夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭

和49年1月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの期間及び46年7月から47年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から42年3月まで
② 昭和46年7月から47年1月まで

私の夫は、申立期間の国民年金保険料を夫婦二人分納付していた。夫の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、婚姻した昭和37年度から厚生年金保険に加入した46年度までの国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月及び7か月といずれも短期間である。また、申立期間①の保険料を印紙検認方式により区の集金人に納付し、申立期間②の保険料を納付書により納付したとする方法は、それぞれ申立人が居住していた区の当時の納付方法と合致している。さらに、申立人の保険料を納付したとする申立人の夫は、申立期間を含め自身の保険料をすべて納付している。加えて、申立期間①と②の間の44年10月から12月までの期間及び45年1月から3月までの期間は、社会保険庁の被保険者台帳に基づき、平成21年2月に未納から納付済みに記録訂正されており、行政側において、申立人に係る納付記録の管理が不適切であった状況が見られるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年3月まで

私は、申立期間当初に夫婦二人の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。夫の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私のだけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人が市役所で保険料を納付し検認印を押してもらったとする納付方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と合致している上、申立人が保険料を納付していたとする夫は、申立期間を含め自身の保険料をすべて納付している。さらに、申立人夫婦は、国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で払い出されており、申立期間直後の昭和46年度の保険料を同一日に納付しており、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和40年1月から同年3月までの期間及び43年7月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から同年3月まで
② 昭和43年7月から44年3月まで

私は、昭和54年10月に、市役所から国民年金保険料をさかのぼって納付できるという案内はがきをもらい、申立期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は、それぞれ3か月、9か月と短期間である。また、保険料を納付したとする昭和54年10月時点では、第3回特例納付が実施されており、申立期間は強制加入期間であることから、申立期間の保険料を特例納付することが可能である。さらに、納付したとする金額は、申立期間の保険料を第3回特例納付により納付した場合の保険料額と一致し、納付したとする市役所では、第3回特例納付の納付書を作成、交付し、庁舎内に開設されていた金融機関の窓口等で納付するよう案内していたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から52年6月まで
私たち夫婦は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を特例納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間以降の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年8月時点では、第3回特例納付が実施されており、申立期間は強制加入期間であることから、申立期間の保険料を特例納付することが可能である。さらに、申立人夫婦が特例納付したとする金額は、申立期間の保険料を第3回特例納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致し、特例納付したとする金融機関は、申立期間当時開設されており、保険料の収納業務を行っていたことが確認できるほか、申立人夫婦は、国民年金に加入した時に2年分の保険料をさかのぼって納付し、その後、特例納付の案内はがきを受け取り、区役所で相談し、特例納付することを決めたと納付に至る経緯を具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から52年6月まで
私たち夫婦は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を特例納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間以降の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年8月時点では、第3回特例納付が実施されており、申立期間は強制加入期間であることから、申立期間の保険料を特例納付することが可能である。さらに、申立人夫婦が特例納付したとする金額は、申立期間の保険料を第3回特例納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致し、特例納付したとする金融機関は、申立期間当時開設されており、保険料の収納業務を行っていたことが確認できるほか、申立人夫婦は、国民年金に加入した時に2年分の保険料をさかのぼって納付し、その後、特例納付の案内はがきを受け取り、区役所で相談し、特例納付することを決めたと納付に至る経緯を具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月
私は、昭和42年4月に国民年金に加入し、同年10、11月分とともに12月分の保険料を納付した。申立期間が未加入であり保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は1か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の昭和42年度国民年金印紙検認記録欄中の42年10月、11月及び申立期間の12月までの各欄の検認印について、当該手帳の写しでは同年12月の検認印は不鮮明であるが、当該手帳の原本を見分したところでは、上記3か月の検認印は検認時に続けて押印されたものと認められるなど、申立期間が未加入で保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間及び40年4月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和40年4月から41年3月まで

私は、国民年金制度発足時から加入し、国民年金保険料は欠かさずに納付していた。家に来ていた集金人が、当時所持していた手帳に判子を押していたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をおおむね納付している上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金制度発足時の昭和36年1月に払い出されており、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であり、また、申立期間②については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みである。

さらに、申立人は区の徴収員に保険料を納付していたと説明しており、申立人が当時居住していた区の昭和36年7月7日付けの「区政のお知らせ」には、同年7月から区の係員が訪問により保険料を徴収する旨の記載が確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 5044

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年12月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料を納付してくれていた。結婚する時に母から印紙が貼付してある国民年金手帳を受け取った記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和36年3月に払い出されており、当該払出時期からみて申立期間の保険料を現年度納付することが可能である上、申立期間は9か月と短期間であるなど、申立期間の保険料が未納になっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年1月から同年3月まで

私は、申立期間当時、国民年金保険料を元夫の預金口座から口座振替で納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である上、申立人が所持する国民年金保険料納付明細書により、申立期間前後の期間の保険料は元夫の預金口座から口座振替により現年度納付していることが確認でき、申立人の元夫も申立期間の自身の保険料を納付している。また、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の元夫の職業や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から7年3月まで

私は、平成7年ごろ行われた区の年金相談会において、申立期間の国民年金保険料の未納を指摘され、後日送付された納付書により金融機関で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前の昭和54年4月から平成6年3月までの期間の保険料については前納している。また、申立期間は12か月と短期間である上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から同年9月までの期間、平成5年7月及び同年8月、同年12月及び6年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和60年7月から同年9月まで
② 平成5年7月及び同年8月
③ 平成5年12月及び6年1月

私は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、間違いなく定期的に納付していたはずであり、当該期間については未納通知が来た記憶もない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和60年4月に払い出されており、申立期間はいずれも現年度納付が可能な期間であること、申立期間は、3か月、2か月及び2か月といずれも短期間であり、かつ、前後の期間の保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から49年3月まで

私は、市役所で国民年金の加入手続を行った際、会社退職後の未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納付できると聞いたため、後日、市役所で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年6月時点では、申立期間の保険料を過年度納付することは可能であった上、申立人が納付したと説明する市役所では、当時、庁舎内に所在する金融機関において過年度保険料の納付が可能であったことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
② 昭和 39 年 8 月 1 日から同年 8 月 31 日まで
③ 昭和 40 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
④ 昭和 40 年 11 月 10 日から 42 年 4 月 1 日まで
⑤ 昭和 42 年 3 月 28 日から 44 年 2 月 1 日まで

年金記録問題が騒がれていたもので、社会保険事務所で厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間について、脱退手当金が支給されていることを知った。

しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことや、受け取った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所での厚生年金保険加入期間は脱退手当金の受給要件である 24 か月に満たない 23 か月であるとともに、当該事業所における厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 44 年 2 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 5 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある者は申立人のみであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、最初に就職した事業所で、2 年以上の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月11日から51年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を50年10月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月21日から51年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は、B社のC部門がそのまま独立した同社に引き続き勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった雇用保険被保険者離職票及び給料明細書により、申立人が、昭和50年10月11日からA社に継続して勤務し、申立期間のうち、50年10月11日から51年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和50年9月21日から同年10月10日までについては、申立人に係る雇用保険の加入記録が無く、社会保険事務所の記録では、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、かつ、事業主は、申立期間に係る申立人の勤務及び厚生年金保険に関することは不明としていることから、当該期間の申立人に係る勤務の実態や厚生年金保険の取扱いを確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和50年9月21日から同年10月10日までの期間については、

申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和50年10月から51年7月までの標準報酬月額については、給料明細書の保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成12年2月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年2月8日から同年3月8日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。給与明細書により、申立期間の厚生年金保険料の控除が明らかであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人が、平成11年8月16日にA社に入社してから同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の報酬額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険の資格取得届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が平成12年3月8日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成18年4月24日、資格喪失日が同年6月10日とされ、被保険者記録のうち、同年5月10日から同年6月10日までの期間は厚生年金保険法75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年6月10日とし、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年5月10日から同年6月10日

ねんきん特別便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち申立期間の記録が無かった。同社には平成18年6月9日まで勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、給与明細書、事業主から提出された賃金台帳及び従業員情報一覧表により、申立人は申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成18年4月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から平成20年10月27日に提出された厚生年金保険被保険者資格喪失日の訂正の届出により、申立人の資格喪失日が18年6月10日に訂正されているこ

とから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、その主張する標準報酬月額(26万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る期間の標準報酬月額の記録を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年5月1日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間の平成18年5月(同年6月25日支給)から同年7月(同年8月25日支給)の給与から、26万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、社会保険庁の記録では11万8,000円の標準報酬月額になっている。同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の賃金台帳及び申立人から提出された申立期間の給与支給明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(26万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る被保険者資格取得届を申立てどおりの標準報酬月額26万円として社会保険事務所に提出せずに、誤って11万8,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和26年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月2日から同年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和26年4月2日から勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員名簿、退職手当金計算書及び履歴書並びに同社の人事給与担当者の供述から、申立人が申立期間において同社に勤務し、同期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年5月の社会保険事務所の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、この結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る同期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和36年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月1日から同年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答があった。申立期間に同社本社から同社B工場への異動はあったが、申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和36年10月1日にA社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和36年11月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が既に解散している上、申立期間当時の同社の事業主及び役員は死亡又は所在不明であるため、厚生年金保険料を納付したか否かについては確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

2 申立内容の要旨

申立期間： 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当初、A社は当該賞与について社会保険事務所に届出を行っていなかった。同社は、平成20年12月9日に誤りに気づき、社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は厚生年金保険の給付の額に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与支給控除一覧表により、申立人は、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給控除一覧表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出してい

なかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間	標準賞与額
2902	男		昭和35年生		平成18年2月28日	13万 6,000 円
2903	男		昭和46年生		平成17年2月25日	48万 9,000 円
2904	男		昭和21年生		平成18年2月28日	150万 円
2905	男		昭和49年生		平成17年2月25日	53万 8,000 円
2906	女		昭和45年生		平成17年2月25日	38万 1,000 円
2907	女		昭和51年生		平成18年2月28日	26万 4,000 円
2908	女		昭和44年生		平成18年2月28日	67万 4,000 円
2909	男		昭和30年生		平成18年2月28日	5万 8,000 円
2910	女		昭和45年生		平成18年2月28日	48万 9,000 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	標準賞与額①	標準賞与額②
2911	男		昭和35年生		117万 5,000 円	150万 円
2912	女		昭和32年生		70万 8,000 円	99万 1,000 円
2913	女		昭和43年生		34万 円	35万 1,000 円
2914	男		昭和28年生		112万 6,000 円	150万 円
2915	男		昭和19年生		50万 4,000 円	51万 4,000 円
2916	男		昭和22年生		89万 3,000 円	127万 8,000 円
2917	男		昭和36年生		76万 7,000 円	112万 3,000 円
2918	男		昭和44年生		60万 5,000 円	74万 円
2919	男		昭和46年生		60万 5,000 円	74万 円
2920	女		昭和37年生		80万 6,000 円	121万 6,000 円
2921	女		昭和46年生		42万 6,000 円	43万 4,000 円
2922	女		昭和41年生		46万 3,000 円	48万 9,000 円
2923	女		昭和40年生		83万 1,000 円	128万 6,000 円
2924	女		昭和40年生		36万 3,000 円	37万 2,000 円
2925	男		昭和43年生		8万 7,000 円	114万 8,000 円
2926	男		昭和51年生		43万 3,000 円	44万 2,000 円
2927	女		昭和47年生		42万 5,000 円	42万 4,000 円
2928	男		昭和43年生		27万 3,000 円	41万 円
2929	男		昭和39年生		126万 3,000 円	150万 円
2930	男		昭和54年生		51万 8,000 円	63万 5,000 円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①については〈標準賞与額①〉（別添一覧表参照）、申立期間②については〈標準賞与額②〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

2 申立内容の要旨

申立期間： ① 平成17年2月25日
② 平成18年2月28日

申立期間①及び②に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当初、A社は当該賞与について社会保険事務所に届出を行っていなかった。同社は、平成20年12月9日に誤りに気づき、社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は厚生年金保険の給付の額に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間①については〈標準賞与額①〉（別添一覧表参照）、申立期間②については〈標準賞与額②〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、各申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給控除一覧表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①については〈標準

賞与額①> (別添一覧表参照)、申立期間②については<標準賞与額②> (別添一覧表参照) とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会（現在は、B会）における資格取得日に係る記録を平成6年3月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月11日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間については、B会から同会の分会であるA会への異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB会から提出された申立人に係る在籍証明書から判断すると、申立人は、同会及びA会に継続して勤務し（在籍証明書により、平成6年3月11日にB会からA会への異動が確認できる。）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、A会が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成6年4月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。しかし、同会は申立期間より前の5年12月16日から法人事業所となっていること、並びに同会の商業登記簿及び従業員名簿により5人の従業員が在籍していたことが確認できることから、同会は、申立期間当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA会における社会保険事務所の平成6年4月の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、A会は適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格取得日に係る記録を平成17年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月21日から同年8月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A法人に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同法人には、平成17年7月21日から勤務し、給与明細一覧表では厚生年金保険料が控除されているので、申立期間も被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細一覧表及び在職証明書により、申立人は、A法人に平成17年7月21日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成17年8月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成17年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月1日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中の給与支払明細書では、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間も被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に昭和42年5月8日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の総支給額から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、当時の事情を確認できる事業主及び役員等も見当たらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和 56 年 9 月を 11 万 8,000 円に訂正し、59 年 3 月から同年 9 月までの期間について、14 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月 1 日から平成 9 年 12 月 31 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた報酬額と異なっているので、申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち昭和 56 年 9 月については 11 万 8,000 円、昭和 59 年 3 月から同年 9 月までについては 14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る昭和 56 年 9 月及び 59 年 3 月から同年 9 月までの期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、給与明細書において確認できる

申立人の報酬月額又は保険料控除に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が当該期間において一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和52年1月から52年6月までの期間、同年8月、同年10月から同年12月までの期間、53年7月及び同年8月、同年10月、54年2月から55年9月までの期間、56年10月及び同年11月、57年1月、同年3月から58年5月までの期間、59年10月から60年6月までの期間、61年10月から平成6年8月までの期間、8年4月から9年12月までの期間については、申立人から提出のあった当該期間に係る給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険事務所の申立人に係る標準報酬月額とおおむね一致しており、事業主は、当該期間に係る申立人の給与において、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

3 申立期間のうち昭和52年7月、同年9月、53年1月から同年6月までの期間、同年9月、同年11月から54年1月までの期間、56年4月、同年6月、同年12月、57年2月、58年6月から59年2月までの期間、平成6年9月から8年3月までの期間については、申立人は、給与明細書を所持しておらず、また、A社は、当該期間当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことなどから、厚生年金保険料の控除等については分からないと回答していることから、当該期間における保険料控除額を確認することができない。

さらに、社会保険事務所における厚生年金保険の記録から、申立人と同世代で同時期に勤務していた複数の従業員の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額の標準報酬で推移していることが確認できる。

4 申立期間のうち昭和55年10月から56年3月までの期間、同年5月、同年7月及び同年8月、60年7月から61年9月までの期間については、申立人から提出のあった当該期間に係る給与明細書により、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額よりも高いことが確認できることから、当該期間は、特例法の規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に参入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に親会社であるB社に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在職証明書及び人事記録並びに雇用保険の加入記録から、申立人が、A社及び親会社であるB社に継続して勤務し（昭和52年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年2月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和52年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月31日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に親会社であるB社に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在職証明書及び人事記録並びに雇用保険の加入記録から、申立人が、A社及び親会社であるB社に継続して勤務し（昭和51年8月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年6月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和51年7月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 2947

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月30日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に親会社であるB社に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在職証明書及び人事記録並びに雇用保険の加入記録から、申立人が、A社及び親会社でB社に継続して勤務し（昭和52年10月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年8月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和52年9月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 44 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 34 万円とされているが、事業主が当該訂正前に社会保険事務所へ届け出た申立期間の標準報酬月額は 44 万円であったと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間における年金額の計算の基礎となる標準報酬月額の記録を 44 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 12 月から 9 年 9 月まで

勤務先の A 社が加入していた厚生年金基金が解散した時に、申立期間の標準報酬月額が昇給に対応して変更されていないことが分かったため、同社は、社会保険事務所に標準報酬月額の変更届を行ったが、申立期間に係る保険料については、既に時効が成立し、保険料の追加納付ができない状況にある。

このため、標準報酬月額の訂正が年金支給額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、申立期間当時、同社が加入する B 厚生年金基金の厚生年金基金加入員給与月額変更届の用紙は、複写式となっており、同一内容のものが、同社から、同社が加入していた C 健康保険組合を通じて、社会保険事務所と同基金に提出される仕組みとなっていたとしているところ、解散後に清算業務を行っていた同基金が保管する申立人の当該複写式の月額変更届には、同基金が平成 9 年 8 月 11 日に受け付けた記録があり、申立人の標準報酬月額は、8 年 12 月の随時改定により 34 万円から 44 万円に改定されていることが確認できる。

一方、社会保険庁の記録によると、当初、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、34 万円と記録されていたが、A 社は、厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に基づく標準報酬月額の随時改定が行われていな

いことに気付き、平成 20 年 3 月 3 日に、実際に給与から控除した額に見合う標準報酬月額となるよう社会保険事務所に訂正届を行っている。このため、同年 3 月 31 日に当該標準報酬月額は 44 万円に訂正されているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 34 万円とされている。このことについて、A 社は、社会保険事務所に当該訂正届を行った際には、平成 9 年 8 月に上記月額変更届を提出したことについて明確な説明等ができなかったため、同条ただし書が適用されるための記録訂正（その結果として当該期間に基づく保険給付が行われる）を社会保険事務所に求めることができなかったとしている。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額（44 万円）に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果44万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の38万円とされているが、事業主が当該訂正前に社会保険事務所へ届け出た申立期間の標準報酬月額は44万円であったと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間における年金額の計算の基礎となる標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月から9年9月まで

勤務先のA社が加入していた厚生年金基金が解散した時に、申立期間の標準報酬月額が昇給に対応して変更されていないことが分かったため、同社は、社会保険事務所に標準報酬月額の変更届を行ったが、申立期間に係る保険料については、既に時効が成立し、保険料の追加納付ができない状況にある。

このため、標準報酬月額の訂正が年金支給額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間当時、同社が加入するB厚生年金基金の厚生年金基金加入員給与月額変更届の用紙は、複写式となっており、同一内容のものが、同社から、同社が加入していたC健康保険組合を通じて、社会保険事務所と同基金に提出される仕組みとなっていたとしているところ、解散後に清算業務を行っていた同基金が保管する申立人の当該複写式の月額変更届には、同基金が平成9年8月11日に受け付けた記録があり、申立人の標準報酬月額は、8年12月の随時改定により38万円から44万円に改定されていることが確認できる。

一方、社会保険庁の記録によると、当初、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、38万円と記録されていたが、A社は、厚生年金保

険被保険者報酬月額変更届に基づく標準報酬月額の随時改定が行われていないことに気づき、平成 20 年 3 月 3 日に、実際に給与から控除した額に見合う標準報酬月額となるよう社会保険事務所に訂正届を行っている。このため、同年 3 月 31 日に当該標準報酬月額は 44 万円に訂正されているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 38 万円とされている。このことについて、A 社は、社会保険事務所に当該訂正届を行った際には、平成 9 年 8 月に上記月額変更届を提出したことについて明確な説明等ができなかったため、同条ただし書が適用されるための記録訂正（その結果として当該期間に基づく保険給付が行われる）を社会保険事務所に求めることができなかったとしている。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額（44 万円）に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 44 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 36 万円とされているが、事業主が当該訂正前に社会保険事務所へ届け出た申立期間の標準報酬月額は 44 万円であったと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間における年金額の計算の基礎となる標準報酬月額の記録を 44 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 12 月から 9 年 9 月まで

勤務先の A 社が加入していた厚生年金基金が解散した時に、申立期間の標準報酬月額が昇給に対応して変更されていないことが分かったため、同社は、社会保険事務所に標準報酬月額の変更届を行ったが、申立期間に係る保険料については、既に時効が成立し、保険料の追加納付ができない状況にある。

このため、標準報酬月額の訂正が年金支給額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、申立期間当時、同社が加入する B 厚生年金基金の厚生年金基金加入員給与月額変更届の用紙は、複写式となっており、同一内容のものが、同社から、同社が加入していた C 健康保険組合を通じて、社会保険事務所と同基金に提出される仕組みとなっていたとしているところ、解散後に清算業務を行っていた同基金が保管する申立人の当該複写式の月額変更届には、同基金が平成 9 年 8 月 11 日に受け付けた記録があり、申立人の標準報酬月額は、8 年 12 月の随時改定により 36 万円から 44 万円に改定されていることが確認できる。

一方、社会保険庁の記録によると、当初、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、36 万円と記録されていたが、A 社は、厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に基づく標準報酬月額の随時改定が行われていな

いことに気付き、平成 20 年 3 月 3 日に、実際に給与から控除した額に見合う標準報酬月額となるよう社会保険事務所に訂正届を行っている。このため、同年 3 月 31 日に当該標準報酬月額は 44 万円に訂正されているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 36 万円とされている。このことについて、A 社は、社会保険事務所に当該訂正届を行った際には、平成 9 年 8 月に上記月額変更届を提出したことについて明確な説明等ができなかったため、同条ただし書が適用されるための記録訂正（その結果として当該期間に基づく保険給付が行われる）を社会保険事務所に求めることができなかったとしている。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額（44 万円）に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 47 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 38 万円とされているが、事業主が当該訂正前に社会保険事務所へ届け出た申立期間の標準報酬月額は 47 万円であったと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間における年金額の計算の基礎となる標準報酬月額の記録を 47 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 12 月から 9 年 9 月まで

勤務先の A 社が加入していた厚生年金基金が解散した時に、申立期間の標準報酬月額が昇給に対応して変更されていないことが分かったため、同社は、社会保険事務所に標準報酬月額の変更届を行ったが、申立期間に係る保険料については、既に時効が成立し、保険料の追加納付ができない状況にある。

このため、標準報酬月額の訂正が年金支給額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、申立期間当時、同社が加入する B 厚生年金基金の厚生年金基金加入員給与月額変更届の用紙は、複写式となっており、同一内容のものが、同社から、同社が加入していた C 健康保険組合を通じて、社会保険事務所と同基金に提出される仕組みとなっていたとしているところ、解散後に清算業務を行っていた同基金が保管する申立人の当該複写式の月額変更届には、同基金が平成 9 年 8 月 11 日に受け付けた記録があり、申立人の標準報酬月額は、8 年 12 月の随時改定により 38 万円から 47 万円に改定されていることが確認できる。

一方、社会保険庁の記録によると、当初、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、38 万円と記録されていたが、A 社は、厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に基づく標準報酬月額の随時改定が行われていな

いことに気付き、平成 20 年 3 月 3 日に、実際に給与から控除した額に見合う標準報酬月額となるよう社会保険事務所に訂正届を行っている。このため、同年 3 月 31 日に当該標準報酬月額は 47 万円に訂正されているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 38 万円とされている。このことについて、A 社は、社会保険事務所に当該訂正届を行った際には、平成 9 年 8 月に上記月額変更届を提出したことについて明確な説明等ができなかったため、同条ただし書が適用されるための記録訂正（その結果として当該期間に基づく保険給付が行われる）を社会保険事務所に求めることができなかったとしている。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額（47 万円）に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 50 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 44 万円とされているが、事業主が当該訂正前に社会保険事務所へ届け出た申立期間の標準報酬月額は 50 万円であったと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間における年金額の計算の基礎となる標準報酬月額の記録を 50 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 12 月から 9 年 9 月まで

勤務先の A 社が加入していた厚生年金基金が解散した時に、申立期間の標準報酬月額が昇給に対応して変更されていないことが分かったため、同社は、社会保険事務所に標準報酬月額の変更届を行ったが、申立期間に係る保険料については、既に時効が成立し、保険料の追加納付ができない状況にある。

このため、標準報酬月額の訂正が年金支給額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、申立期間当時、同社が加入する B 厚生年金基金の厚生年金基金加入員給与月額変更届の用紙は、複写式となっており、同一内容のものが、同社から、同社が加入していた C 健康保険組合を通じて、社会保険事務所と同基金に提出される仕組みとなっていたとしているところ、解散後に清算業務を行っていた同基金が保管する申立人の当該複写式の月額変更届には、同基金が平成 9 年 8 月 11 日に受け付けた記録があり、申立人の標準報酬月額は、8 年 12 月の随時改定により 44 万円から 50 万円に改定されていることが確認できる。

一方、社会保険庁の記録によると、当初、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、44 万円と記録されていたが、A 社は、厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に基づく標準報酬月額の随時改定が行われていな

いことに気付き、平成 20 年 3 月 3 日に、実際に給与から控除した額に見合う標準報酬月額となるよう社会保険事務所に訂正届を行っている。このため、同年 3 月 31 日に当該標準報酬月額は 50 万円に訂正されているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 44 万円とされている。このことについて、A 社は、社会保険事務所に当該訂正届を行った際には、平成 9 年 8 月に上記月額変更届を提出したことについて明確な説明等ができなかったため、同条ただし書が適用されるための記録訂正（その結果として当該期間に基づく保険給付が行われる）を社会保険事務所に求めることができなかったとしている。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額（50 万円）に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 44 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 38 万円とされているが、事業主が当該訂正前に社会保険事務所へ届け出た申立期間の標準報酬月額は 44 万円であったと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間における年金額の計算の基礎となる標準報酬月額の記録を 44 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 12 月から 9 年 9 月まで

勤務先の A 社が加入していた厚生年金基金が解散した時に、申立期間の標準報酬月額が昇給に対応して変更されていないことが分かったため、同社は、社会保険事務所に標準報酬月額の変更届を行ったが、申立期間に係る保険料については、既に時効が成立し、保険料の追加納付ができない状況にある。

このため、標準報酬月額の訂正が年金支給額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、申立期間当時、同社が加入する B 厚生年金基金の厚生年金基金加入員給与月額変更届の用紙は、複写式となっており、同一内容のものが、同社から、同社が加入していた C 健康保険組合を通じて、社会保険事務所と同基金に提出される仕組みとなっていたとしているところ、解散後に清算業務を行っていた同基金が保管する申立人の当該複写式の月額変更届には、同基金が平成 9 年 8 月 11 日に受け付けた記録があり、申立人の標準報酬月額は、8 年 12 月の随時改定により 38 万円から 44 万円に改定されていることが確認できる。

一方、社会保険庁の記録によると、当初、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、38 万円と記録されていたが、A 社は、厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に基づく標準報酬月額の随時改定が行われていな

いことに気付き、平成 20 年 3 月 3 日に、実際に給与から控除した額に見合う標準報酬月額となるよう社会保険事務所に訂正届を行っている。このため、同年 3 月 31 日に当該標準報酬月額は 44 万円に訂正されているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 38 万円とされている。このことについて、A 社は、社会保険事務所に当該訂正届を行った際には、平成 9 年 8 月に上記月額変更届を提出したことについて明確な説明等ができなかったため、同条ただし書が適用されるための記録訂正（その結果として当該期間に基づく保険給付が行われる）を社会保険事務所に求めることができなかったとしている。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額（44 万円）に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和49年3月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年2月28日から同年3月1日まで
② 昭和49年3月1日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社及びB社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間にA社から同社の関連会社であるB社に異動はあったが、両社に勤務し厚生年金保険料を控除されていたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、B社（申立期間後にA社から厚生年金保険関係の事務を引き継いだ同社の関連会社）から提出された人事記録及び在職証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和49年3月1日にA社から同社の関連会社であるB社に異動）、申立期間に係る厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和49年1月の社会保険事務所の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、これを確認できる資料が無く、不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録、B社から提出された人事記録及び在職証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和49年3月1日にA社から同社の関連会社であるB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和49年4月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、これを確認できる資料が無く、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の〈申立期間〉（別添一覧表参照）に係る標準賞与額を〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、誤りに気づき、平成20年4月に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

賞与明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賞与支払届における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、

当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間	標準賞与額
2960	男		昭和24年生		平成17年4月25日	100万円
2961	女		昭和32年生		平成17年4月25日	10万円
2962	女		昭和46年生		平成17年4月25日	80万円
2963	男		昭和39年生		平成17年4月25日	20万円
2964	女		昭和55年生		平成17年4月25日	50万円
2965	女		昭和40年生		平成17年4月25日	30万円
2966	男		昭和49年生		平成17年4月25日	80万円
2967	男		昭和21年生		平成17年4月25日	70万円
2968	女		昭和24年生		平成17年4月25日	20万円
2969	女		昭和36年生		平成17年4月25日	30万円
2970	男		昭和37年生		平成17年4月25日	100万円
2971	男		昭和28年生		平成17年4月25日	70万円
2972	男		昭和42年生		平成17年4月25日	30万円
2973	男		昭和31年生		平成17年4月25日	70万円
2974	男		昭和35年生		平成17年4月25日	30万円
2975	女		昭和49年生		平成17年4月25日	30万円
2976	男		昭和49年生		平成17年5月25日	100万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年12月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年12月11日から同年12月21日まで
② 昭和39年12月21日から40年1月12日まで
③ 昭和41年7月31日から同年8月1日まで

昭和37年7月10日から39年12月20日までD社E事業所に、また同年12月21日から41年7月31日までA社B工場に、さらに同年8月1日から47年1月31日まで、再びD社E事業所に勤務していたが、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社B工場の同僚の供述及び給与明細書により、申立人が当該期間に同社に勤務し、同期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年1月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が照会に応じておらず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

で行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、申立人は、給与の支払方法について、20日締め、25日払いだったと説明している。

しかしながら、D社E事業所は、当時の給与の支払方法について、末日締めの翌月25日払いだったとしており、同所の当時の従業員も、同様の供述を行っているところ、申立人提出の昭和39年12月分の給与明細書は同年11月分の給与明細書と控除額が同じであり給与自体もほぼ同じであることから、同年12月分の給与明細書は同年11月1日から同年11月30日を期間とするものと考えられ、申立期間に当たる40年1月分の同所の給与明細書は無いことから申立期間にかかる厚生年金保険料控除については確認することができない。

申立期間③について、同僚の供述から申立人が申立期間にA社B工場に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、A社B工場の当時の従業員が給与の支払方法について20日締めの当月末払であったと述べていることから、昭和41年7月分の給与明細書は同年6月21日から同年7月20日の期間のものと考えられ、同社の同年8月分の給与明細書は無いことから、申立期間にかかる厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び③については、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和40年3月1日に訂正し、同年3月分の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月1日から同年4月11日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社には、昭和39年4月1日から41年7月20日まで継続して勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の名簿台帳及び事業主の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和40年3月1日付けで同社本社から同社B支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の昭和40年4月の社会保険庁のオンライン記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年4月から12年6月までの期間について、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、平成5年4月から6年10月までは22万円に、6年11月から7年3月までは19万円に、7年4月から8年9月までは22万円に、8年10月から10年4月までは20万円に、10年5月から12年6月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から16年8月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与に相当する標準報酬月額と異なっている。当時の給料明細書があるので、標準報酬月額を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成5年4月から6年10月までの期間については22万円に、6年11月から7年3月までの期間については19万円に、7年4月から8年9月までの期間については22万円に、8年10月から10年4月までの期間については20万円に、10年5月から12年6月

までの期間については24万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、当時の資料等が保管されていないこと等から不明としているが、給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が約7年間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年7月から16年7月までの期間について、給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額は、社会保険庁に記録のある標準報酬月額を超えて、申立人の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における資格取得日に係る記録を昭和38年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月16日から同年4月1日まで

昭和36年4月1日にA社に入社、平成12年7月1日に同社から同社の子会社に出向するまで、継続して勤務していたのに、昭和38年3月16日から同年4月1日までの厚生年金保険の記録が無い。確かに勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月1日にA社に入社、37年10月16日から、同社のC所(後にC区)に申立期間中も継続して勤務していたところ、社会保険庁のオンライン記録では、36年4月1日から38年3月16日までは同所を管轄するA社D所で、同年4月1日から46年4月1日まではA社B所で被保険者記録を有しているが、38年3月16日から同年4月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。

雇用保険の記録、事業主から提出のあった在職証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人がA社のC所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録では、申立期間当時、A社のC所を管轄する同社B所は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。しかしながら、同社は法人であり、また申立期間当時、同所は250名を超える従業員がいたことが確認でき、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたもの

と判断されることから、申立人は、同所にて、厚生年金保険の被保険者であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 38 年 4 月の社会保険事務所記録から 2 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人が勤務していた A 社の C 所は、同社内の組織変更により、昭和 38 年 3 月 16 日に A 社 D 所から、新設された A 社 B 所へとその管轄が変更されたが、その際、同社 B 所の厚生年金保険の適用事業所としての社会保険事務所への届出が遅れ、その結果、申立人の厚生年金保険の資格取得届の提出も遅れたものと回答していることから、事業主は、社会保険事務所記録どおり、A 社 B 所における資格取得日を昭和 38 年 4 月 1 日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 38 年 3 月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月1日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の当時の取締役や複数の従業員の供述及び同僚から提出された給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間当時、同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年11月のA社における社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁のオンライン記録によれば、A社は、昭和49年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所としての記録は無いが、同年10月1日において、少なくとも14人の従業員が同社に在籍していたと供述しており、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情

は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月30日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成7年11月30日まで勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の社会保険担当者の供述から判断すると、申立人は、同社に平成7年11月30日まで勤務し申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成7年10月のA社における社会保険事務所の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日の届出を平成7年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含

む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月15日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間に支給された賞与に係る記録が無い旨の回答をもらった。既に会社から訂正届が出されているので、申立期間が厚生年金の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった保険料控除に係る証明書及び支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(50万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年11月10日に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月15日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間に支給された賞与に係る記録が無い旨の回答をもらった。既に会社から訂正届が出されているので、申立期間が厚生年金の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった保険料控除に係る証明書及び支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(28万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年11月10日に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月15日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間に支給された賞与に係る記録が無い旨の回答をもらった。既に会社から訂正届が出されているので、申立期間が厚生年金の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった保険料控除に係る証明書及び支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(30万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年11月10日に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和54年4月1日、資格喪失日が62年4月16日とされ、当該期間のうち、同年3月16日から同年4月16日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年4月16日とし、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月16日から同年4月16日まで

A社及び同社グループ会社に継続して勤務していたが、会社の届出ミスにより、申立期間の1か月が未加入となっていた。既に会社から訂正届が出されているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びに事業主から提出のあった保険料控除に係る証明書及び社報により、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和62年2月の社会保険事務所の記録から26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が昭和62年3月16日を資格喪失日として届

け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和59年4月1日、資格喪失日が62年4月16日とされ、当該期間のうち、同年3月16日から同年4月16日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年4月16日とし、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月16日から同年4月16日まで

A社及び同社グループ会社に継続して勤務していたが、会社の届出ミスにより、申立期間の1か月が未加入となっていた。既に会社から訂正届が出されているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びに事業主から提出のあった保険料控除に係る証明書及び社報により、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和62年2月の社会保険事務所の記録から32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が昭和62年3月16日を資格喪失日として届

け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和53年4月1日、資格喪失日が62年4月16日とされ、当該期間のうち、同年3月16日から同年4月16日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年4月16日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月16日から同年4月16日まで

A社及び同社グループ会社に継続して勤務していたが、会社の届出ミスにより、申立期間の1か月が未加入となっていた。既に会社から訂正届が出されているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びに事業主から提出のあった保険料控除に係る証明書及び社報により、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和62年2月の社会保険事務所の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が昭和62年3月16日を資格喪失日として届

け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和55年4月1日、資格喪失日が62年4月16日とされ、当該期間のうち、同年3月16日から同年4月16日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年4月16日とし、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年3月16日から同年4月16日まで

A社及び同社グループ会社に継続して勤務していたが、会社の届出ミスにより、申立期間の1か月が未加入となっていた。既に会社から訂正届が出されているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びに事業主から提出のあった保険料控除に係る証明書及び社報により、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和62年2月の社会保険事務所の記録から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が昭和62年3月16日を資格喪失日として届

け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年5月16日、資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月16日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間の一部について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和31年5月16日から同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された在籍証明書並びに事業主及び同僚の供述から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、事業主及び同僚は、申立人は本社採用の正社員であり、A社では、正社員であれば入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させ、給与から保険料を控除していたはずと供述をしている上、事業主は、申立人については、本来であれば昭和31年5月16日を資格取得日として届出すべきところ、当時の担当者が当該届出を失念したと思われるとしている。

さらに、社会保険事務所のA社に係る事業所別被保険者名簿から、上述の同僚が入社と同時に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人は昭和31年7月1日にA社B支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、同年7月の

社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の担当者が申立人に係る資格取得届を失念したと思われるとしており、また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、そのいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主は、社会保険事務所に対して、申立人に係る資格の取得及び喪失に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年5月及び同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成7年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月31日から7年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。同社を退職したのは、平成6年12月31日であるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する給与明細書及びA社の回答により、申立人は、申立期間に同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないことから、事業主は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日を平成6年12月31日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和45年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月1日から46年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。申立期間に本社からC支店への異動はあったものの、同社に継続して勤務していたので、申立期間も被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された在職期間証明書及び厚生年金基金の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和45年12月1日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年6月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和22年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月1日から23年2月25日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。同社には、B社から異動により勤務したので、申立期間も同社に継続して勤務していた。申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人は、A社のグループ会社に継続して勤務し(昭和22年9月1日にB社からA社に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年2月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は所在不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人B支局における資格取得日に係る記録を昭和43年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月20日から同年8月20日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A法人に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。申立期間に本社から支局へ異動があったものの、同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間も被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された「職員カード」及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A法人に継続して勤務し（昭和43年7月20日に同社本社から同社B支局に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年8月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料を納付していないことから、事業主は申立人のA法人B支局における資格取得日を昭和43年8月20日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成5年5月から同年12月までは22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月1日から6年1月31日まで

A社に勤務した期間のうち、平成5年5月から同年12月までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年5月から同年12月までは22万円と記録されていた。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、A社については、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年1月31日以降の同年3月28日に、申立人を含む4名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、平成5年5月から同年12月まで22万円が11万円に訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このような^{そきゅう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の22万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年12月3日、資格喪失日に係る記録を昭和49年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月3日から49年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社から出向したB社には、昭和47年12月3日から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった給与記録並びにA社から提出のあった申立人の辞令通知書及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の同僚（どう職種、同報酬の者）の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年12月から49年5月までの保険料について納入の告知を行って

おらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日
② 平成16年7月14日
③ 平成16年12月25日
④ 平成17年7月15日

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与支給控除一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、平成15年7月18日、16年7月14日、同年12月25日及び17年7月15日に、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、各申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給控除一覧表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表

参照) とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を、社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
3020	男		昭和23年生		平成15年7月18日	100万8,000円
					平成16年7月14日	113万円
					平成16年12月25日	95万円
					平成17年7月15日	150万円
3021	男		昭和42年生		平成15年7月18日	60万1,000円
					平成16年7月14日	49万円
					平成16年12月25日	45万1,000円
					平成17年7月15日	45万円
3022	男		昭和26年生		平成15年7月18日	53万8,000円
					平成16年7月14日	79万円
					平成16年12月25日	35万円
					平成17年7月15日	76万4,000円
3023	男		昭和48年生		平成15年7月18日	15万円
					平成16年7月14日	25万円
					平成16年12月25日	25万円
					平成17年7月15日	40万円
3024	男		昭和28年生		平成15年7月18日	77万6,000円
					平成16年7月14日	50万円
					平成16年12月25日	37万3,000円
					平成17年7月15日	59万円
3025	男		昭和39年生		平成15年7月18日	78万7,000円
					平成16年7月14日	69万7,000円
					平成16年12月25日	67万5,000円
					平成17年7月15日	50万円
3026	男		昭和45年生		平成15年7月18日	42万4,000円
					平成16年7月14日	49万円
					平成16年12月25日	32万4,000円
					平成17年7月15日	57万円
3027	女		昭和52年生		平成15年7月18日	5万円
					平成16年7月14日	18万円
					平成16年12月25日	20万円
					平成17年7月15日	30万円
3028	男		昭和48年生		平成15年7月18日	30万円
					平成16年7月14日	37万円
					平成16年12月25日	40万1,000円
					平成17年7月15日	91万円
3029	男		昭和33年生		平成15年7月18日	60万3,000円
					平成16年7月14日	35万円
					平成16年12月25日	49万8,000円
					平成17年7月15日	50万円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月18日は10万円、16年7月14日は25万円及び同年12月25日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日
② 平成16年7月14日
③ 平成16年12月25日

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与支給控除一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、平成15年7月18日、16年7月14日及び同年12月25日に、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、各申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給控除一覧表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、平成15年7月18日は10万円、16年7月14日は25万円及び同年12月25日は25万円とすることが妥当

である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を、社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月18日は5万円及び16年7月14日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日
② 平成16年7月14日

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与支給控除一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、平成15年7月18日及び16年7月14日に、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、各申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給控除一覧表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、平成15年7月18日は5万円及び16年7月14日は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立てに係る賞与の届出を、社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : <申立期間> (別添一覧表参照)

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与支給控除一覧表及び厚生年金保被保険者賞与支払届により、申立人は、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給控除一覧表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を、社会保険事務所に対して提出していなかつ

たこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
3032	男		昭和22年生		平成15年7月18日	30万円
3033	男		昭和54年生		平成17年7月15日	10万円
3034	男		昭和44年生		平成17年7月15日	5万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月27日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和60年7月から平成元年9月末日まで継続して勤務しており、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書及びタイムカードから、申立人は、A社に平成元年9月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成元年8月のA社における社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日の届出を平成元年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月27日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含

む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京国民年金 事案 4991

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 2 月まで

私は、昭和 55 年 4 月に会社を退職後、区役所で国民年金の加入手続きをし、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧である上、申立期間当時国民年金手帳を交付されていないと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 62 年 4 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 11 月から 41 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月から 41 年 10 月まで

私の申立期間当時の国民年金保険料は、当時勤務していた会社の社長が国民年金の加入手続を行って、納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時勤務していた会社の社長が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする当時の社長から、申立人の国民年金に係る納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるとともに、申立人は、申立期間当時、国民年金手帳を見たことはないと供述しているなど、申立人が勤務していた会社の社長が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号は昭和 54 年 12 月ごろに払い出されており、その時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から46年6月までの期間、56年4月から同年6月までの期間、56年10月、59年1月から同年3月までの期間、61年7月から同年9月までの期間及び63年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月から46年6月まで
② 昭和56年4月から同年6月まで
③ 昭和56年10月
④ 昭和59年1月から同年3月まで
⑤ 昭和61年7月から同年9月まで
⑥ 昭和63年1月から同年3月まで

私は、回覧板の広報誌を見て過去にさかのぼって国民年金保険料を納付できることを知り、結婚前の昭和48年1月に国民年金の加入手続を行い、その際に、20歳までの過去の未納期間の保険料として10万円くらいを納付した。結婚後は、金融機関で定期的に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、婚姻前に広報誌を見て昭和48年1月に国民年金の加入手続を行い、その際に20歳からの保険料をまとめて10万円くらい納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された48年1月は特例納付実施期間ではない上、申立人が納付したとする金額は婚姻前に実施された直近の第1回特例納付により当該期間の保険料を納付した場合の保険料額と大きく相違するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立期間②、③、④、⑤及び⑥については、申立人が当該期間の保

険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は保険料の納付状況の記憶が曖昧^{あいまい}であること、当該期間は5回に及ぶ上、近接しており、手帳記号番号が特定されている状況下で、数年間にこれだけの回数の事務処理誤りが起こることも考えにくいことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から58年3月までの期間及び58年9月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月から58年3月まで
② 昭和58年9月から61年3月まで

私の国民年金は、退職後に父親が加入手続と国民年金保険料の納付をしてきており、結婚後の期間は私が引き続き保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間の国民年金保険料を父親が納付していたと説明しているが、父親名義の預金通帳により、当該期間直前の昭和57年4月から同年9月までの6か月分の保険料については、両親及び申立人の3人分の保険料の口座振替記録が確認できるものの、申立人は、当該期間の保険料が振り替えられる半年後には両親分の振替記録しか確認できないと説明している上、結婚後に当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する年金手帳により、当該期間当初の昭和58年9月に被保険者資格を喪失した旨の記載が確認でき、当該資格喪失手続については申立人が申し出たものと考えられ、当該期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付できない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から58年12月までの期間及び59年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年5月から58年12月まで
② 昭和59年4月から同年6月まで

私は、昭和46年5月に会社を辞め、市役所で国民年金の加入を行った。加入後は生活が苦しく国民年金保険料を納付していなかったが、転居後、役所からの2度目の督促の電話で、20歳からの未納期間の保険料をさかのぼって納付することができると言われ、未納分の保険料は生活が苦しかったため、4分割にして納付した。その後も保険料を納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人が、役所から2度目の督促の電話を受けて、保険料を納付したとする時期は、第3回特例納付の実施期間であるものの、納付したとする保険料額は、第3回特例納付で納付した場合の保険料額と大きく異なるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和60年6月時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、オンライン記録によると、申立人は昭和61年10月20日に当該期間の保険料を過年度納付しているが、その保険料は、時効経過後の納付を理由に、同年11月6日に充当決議され、59年10月から

同年 12 月までの期間の保険料に充当処理されたために未納期間となったものであり、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から51年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から51年11月まで

私は、父から私の学生時代の国民年金は20歳当初に加入手続を行い、国民年金保険料を納めていると聞いていた。父は母の保険料を付加保険料を含めて納めていたので、私の保険料も付加保険料を含めて納めてくれたはずである。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時に国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から、当時の状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、所轄社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿でも、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できないことから、申立期間に係る納付書は発行されていなかったものと考えられ、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から51年6月まで

私達夫婦は、役所から国民年金保険料の納付について最後通告が来たとき、借金をして二人分の未納保険料約150万円を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人に代わり申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、特例納付を行ったとする申立人から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人及びその妻の国民年金手帳の記号番号は、第3回特例納付実施期間中の昭和53年9月ごろに夫婦連番で払い出されており、申立人は、申立期間直前の期間の保険料を第3回特例納付により納付していることが確認できるが、特例納付を行った時点では、申立人は、特例納付及び過年度納付をしなければ60歳到達時まで保険料を納付したとしても国民年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要な月数の特例納付及び過年度納付をしたものと考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5009

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から51年6月まで

私達夫婦は、役所から国民年金保険料の納付について最後通告が来たとき、借金をして二人分の未納保険料約150万円を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、特例納付を行ったとする申立人の夫から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳の記号番号は、第3回特例納付実施期間中の昭和53年9月ごろに夫婦連番で払い出されており、申立人は、申立期間直前の期間の保険料を第3回特例納付により納付していることが確認できるが、特例納付を行った時点では、申立人は、特例納付及び過年度納付をしなければ60歳到達時まで保険料を納付したとしても国民年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要な月数の特例納付及び過年度納付をしたものと考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から41年3月までの期間及び47年6月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年6月から41年3月まで
② 昭和47年6月から同年8月まで

私は、婚姻後に元夫の父から勧められ、国民年金に加入した。国民年金保険料は元夫の分と一緒に私が納付していた。厚生年金保険に加入していた期間も国民年金保険料を納めていたことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び加入場所に関する記憶が曖昧であること、婚姻後に居住していた市の国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人と氏名及び生年月日が一致する者の国民年金手帳の記号番号が昭和37年6月に払い出されているが、この手帳記号番号による保険料の納付の記録は無いこと、手帳記号番号払出時点の41年9月ごろの時点では、当該期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であること、保険料と一緒に納付したとする元夫も当該期間の自身の保険料が一部未納であったことなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人は、当該期間前の昭和44年8月以降、厚生年金保険加入期間中も国民年金保険料を納付しており、47年3月までに納付した保険料のうち厚生年金保険加入期間分の保険料の還付を受けていることが確認できるが、当該期間直前の47年3月から同年5月までの厚生年金保険加入期間の還付処理は途中の同年3月分までとなっていることか

ら、同年4月以降は保険料の納付は無かったと考えられること、保険料と一緒に納付したとする元夫も当該期間の自身の保険料が未納であることなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 9 月までの期間、昭和 62 年 11 月から平成 3 年 2 月までの期間、4 年 4 月から同年 6 月までの期間、8 年 4 月、10 年 11 月から 11 年 4 月までの期間及び 14 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 62 年 11 月から平成 3 年 2 月まで
③ 平成 4 年 4 月から同年 6 月まで
④ 平成 8 年 4 月
⑤ 平成 10 年 11 月から 11 年 4 月まで
⑥ 平成 14 年 1 月

私は、国民年金加入以来、国民年金保険料の納付は当然のことと申しており、夫婦の保険料を納付していた妻は、保険料免除期間を除き保険料納付を怠ったことは無い。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、夫婦の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料の納付に関する記憶が曖昧である上、申立期間は 6 回に及び、妻も一部期間を除いて申立期間の自身の保険料が未納であり、当時申立人及び妻が居住していた区において、これだけの回数^{あいまい}の事務処理誤りが起こることも考えにくい。また、申立期間⑤に関しては、申立人の所持する平成 10 年の確定申告書には夫婦二人分の保険料の支払額が記載されているものの、オンライン記録により当該年には 7 年 12 月から 8 年 11 月までの保険料（8 年 4 月分を除く。）を時効直前にさかのぼって納付していることが確認でき、当該申告書に記載された支払金額と実際に納付

した金額とに相当の差が認められるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5014

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から51年6月まで

私は、地方公務員だった夫と婚姻後、国民年金に加入し、現在まで、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間当時所持していたとする国民年金手帳及び保険料の納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、保険料を納付していたとする郵便局は、申立期間当時、現年度保険料の収納を取り扱っていないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年7月に任意加入しており、制度上申立期間の保険料をさかのぼって納付できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 48 年 3 月までの期間及び 54 年 7 月から 59 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 8 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 54 年 7 月から 59 年 12 月まで

私は、会社を退職した昭和 45 年 8 月に国民年金に加入し、現在まで国民年金保険料を納付してきた。同年 10 月に婚姻してからは、夫の保険料も納付してきた。また、保険料を免除申請したこともない。申立期間の保険料が未納、免除又は未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付時期、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人が保険料を納付していたとする申立人の夫も、申立人と同様に、婚姻後の昭和 45 年 10 月から 48 年 3 月までの期間並びに 54 年 7 月及び同年 8 月の保険料が未納又は免除となっている。また、申立人は、当初、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であった 54 年 9 月から 59 年 12 月までの期間も夫婦二人分の保険料を納付していたと説明していたが、後に申立人の保険料だけを納付していたとしており、主張が変遷しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5021

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、失業中に住民税の納付に関し市役所に相談に行き、その時に国民年金に加入した。昭和 51 年 4 月ごろに国民年金保険料を納付し、51 年分の確定申告書に納付した金額が記載されているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する確定申告書には、申立人が納付したとする保険料額の記載はあるが、国民年金保険料ではなく、国民健康保険料と記載されており、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間は未加入期間であり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 59 年 10 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から50年3月まで

私は、昭和49年3月に会社を退職し、夫と一緒に市役所で、私の国民年金の加入手続を行った。加入後は、夫婦二人分の国民年金保険料を私が納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年10月時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったものの、申立人及び夫は保険料をさかのぼって納付した記憶が無いなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、現在所持する年金手帳の前に別の手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5031

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から50年12月まで

私は、昭和51年3月の離婚後、納付していなかった国民年金保険料を特例納付できることを知り、市役所で国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年には第3回特例納付が実施されているものの、申立人は、保険料の納付時期、納付方法、納付場所に関する記憶が曖昧であり、申立人が特例納付したとする金額は、第3回特例納付により申立期間の保険料を納付した場合の金額と相違し、納付済みと記録されている51年1月から53年3月までの保険料を申立人の手帳記号番号が払い出された時点で過年度納付等をした場合の金額とおおむね一致しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 5 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月から 51 年 3 月まで
私の両親は、申立期間の私の国民年金保険料を納付していたと話していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、母親から昭和 61 年に手渡されたとする申立人の国民年金手帳の形式は、申立期間途中の 49 年 11 月から 61 年 3 月までの間に発行されていたものであるなど、申立人の両親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 53 年 6 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の保険料を納付していたとする両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 41 年 3 月まで

私たち夫婦は、昭和 55 年ごろに、区の職員から国民年金保険料の未納分を納付しなければ年金がもらえなくなると言われたので、申立期間の保険料を特例納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、納付したとする保険料の金額の記憶が曖昧である。また、申立人夫婦は、第 3 回特例納付により保険料を納付する時点では、60 歳まで保険料を納付したとして、夫は年金受給資格期間を 6 か月超えるが、妻は 30 か月不足するため、受給資格期間を満たすのに必要な納付月数も考慮して、それぞれ 60 歳まで保険料を納付した場合に、夫の納付済み期間は 318 か月、妻の納付済み期間が 312 か月になるよう、特例納付をしたものと考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から40年3月までの期間及び42年4月から45年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から40年3月まで
② 昭和42年4月から45年6月まで

私たち夫婦は、昭和55年ごろに、区の職員から国民年金保険料の未納分を納付しなければ年金がもらえなくなると言われたので、申立期間の保険料を特例納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、納付したとする保険料の金額の記憶が曖昧である。また、申立人夫婦は、第3回特例納付により保険料を納付する時点では、60歳まで保険料を納付したとして、夫は年金受給資格期間を6か月超えるが、妻は30か月不足するため、受給資格期間を満たすのに必要な納付月数も考慮して、それぞれ60歳まで保険料を納付した場合に、夫の納付済み期間は318か月、妻の納付済み期間が312か月になるよう、特例納付をしたものと考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 5 月から 51 年 4 月までの期間及び 52 年 6 月から 53 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 5 月から 51 年 4 月まで
② 昭和 52 年 6 月から 53 年 8 月まで

私は、次女が幼稚園に入った昭和 49 年 4 月ごろに、義母や友人に勧められて、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、当該期間当初に国民年金に加入した時には国民年金手帳を交付されていないと説明している上、保険料額の記憶が曖昧である。また、申立期間②については、申立人が納付したとする保険料の月額、当該期間の過半の保険料の月額と相違しており、納付済みと記録されている当該期間直後の昭和 53 年 9 月から 54 年 6 月までの保険料額とおおむね一致しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人が所持する国民年金手帳により、昭和 53 年 9 月に国民年金に任意加入していることが確認でき、制度上申立期間の保険料をさかのぼって納付できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの期間及び61年5月から63年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和59年4月から60年3月まで
② 昭和61年5月から63年11月まで

私は、昭和59年4月に居住していた町の役場で国民年金の加入手続きを行い、勤務地である最寄りの市にあった金融機関で納付書により国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続きの状況及び保険料の納付時期、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、保険料を納付したとする最寄りの市に所在する金融機関では、申立人が当時居住していた町が作成した納付書による保険料の収納を取り扱っていなかったことが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成6年4月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、国民年金に初めて加入した時に交付されたとする国民年金手帳は、記載内容から、申立期間後の平成元年以降に作成、交付されたものであることが確認できるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5040

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 7 月まで

私は、昭和 36 年 6 月ごろに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が所持していたとする国民年金手帳は、申立期間当初に交付されていた手帳と表紙の色が異なり、申立期間当初に納付していたとする保険料の金額は、当時の保険料額と相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 42 年 8 月に任意加入しており、制度上申立期間の保険料をさかのぼって納付できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月及び同年 2 月

私は、銀行を退職した翌月の昭和 61 年 1 月に市役所で国民年金の加入手続を行い、金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付金額等の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 63 年 7 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月、3年10月、6年2月及び7年6月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月
② 平成3年10月
③ 平成6年2月
④ 平成7年6月から同年8月まで

私は、平成12年3月ごろに国民年金保険料を納付するため社会保険事務所に行った際、職員から合わせて6か月の未納期間があることを指摘され、手書きの納付書を発行してもらい保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、納付した保険料額は1か月分が1万3,300円だったとしているが、当該保険料額は申立期間のいずれの期間の保険料額にも合致しない。また、申立人は、平成12年3月ごろに社会保険事務所の職員に申立期間の保険料の未納を指摘され保険料を納付したと説明しているが、当該時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年12月までの期間及び63年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から61年12月まで
② 昭和63年10月から同年12月まで

私は、昭和60年に夫婦で経営していた事業所の営業をやめ、夫婦の厚生年金保険の資格喪失と国民年金の加入手続を行い、送付されてきた納付書で夫婦の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、夫婦の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明しているが、昭和62年1月から63年9月までの期間及び平成元年1月から同年3月までの期間の保険料は同年4月から3年4月にかけて時効期間が経過する直前に過年度納付しており、元年4月以降に当該過年度保険料と現年度保険料の両方を納付していることが確認できること、保険料の納付を始めた同年4月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であることなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、当該期間前後の期間の保険料をそれぞれ時効期間が経過する直前の平成2年10月及び3年4月に過年度納付していることが確認できるものの、その間の2年11月から3年3月までの保険料を現年度納付していることが確認できる3年2月及び同年3月時点では、当該期間の保険料は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年12月までの期間及び63年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から61年12月まで
② 昭和63年10月から同年12月まで

私は、昭和60年に夫婦で経営していた事業所の営業をやめ、妻が夫婦の厚生年金保険の資格喪失と国民年金の加入手続を行い、妻が送付されてきた納付書で夫婦の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、夫婦の保険料を納付していたとする妻は、夫婦の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明しているが、昭和62年1月から63年9月までの期間及び平成元年1月から同年3月までの期間の保険料は同年4月から3年4月にかけて時効期間が経過する直前に過年度納付しており、元年4月以降に当該過年度保険料と現年度保険料の両方を納付していることが確認できること、保険料の納付を始めた同年4月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であることなど、妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、当該期間前後の期間の保険料をそれぞれ時効期間が経過する直前の平成2年10月及び3年4月に過年度納付していることが確認できるもののその間の2年11月から3年3月までの保険料を現年度納付していることが確認できる3年2月及び同年3月時点では、当該期間の保険料は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、妻が当該期

間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 8 月から 61 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月から 61 年 1 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料は、妻が加入手続をし、納付していたと思う。妻は申立期間の保険料がほとんど納付済みであるのに、私が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする妻は申立期間当時の加入手続及び納付状況等に関する記憶が不明確であるなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、現在所持する厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無いと説明しており、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所において、国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録も無い上、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 45 年 3 月までの期間及び 46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月から 45 年 3 月まで
② 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

母は、私が 20 歳になったときに私の国民年金の加入手続を行い、毎月実家の食料品店に来ていた集金人に国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、母親が申立人の保険料と一緒に納付していたとする姉及び次兄については、申立期間の全部又は一部の期間の保険料は第 2 回特例納付及び第 3 回特例納付により納付していることが確認できることから、申立期間当時は未納期間であったことなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から56年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から56年9月まで

私の国民年金保険料は、結婚後は夫が自身の保険料と一緒に納付していたはずである。申立期間の保険料が夫は納付済みであるのに、私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が結婚前に居住していた区の国民年金手帳の記号番号払出簿及び国民年金被保険者索引票により、昭和46年8月に申立人の手帳の記号番号が払い出されていること、51年の結婚・転居時以降不在扱いとされていること、56年11月に申立人の被保険者台帳が結婚後に居住していた区を管轄する社会保険事務所に移管されたことが確認でき、申立期間当時は、不在扱いとされていたため納付書が発行されていなかったと考えられる。また、結婚後に居住した区において申立人の手帳記号番号が再度払い出された56年10月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間である上、婚姻後に納付していたとする夫は、保険料をさかのぼって納付した記憶はないと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年12月まで

私は、国民年金保険料を区役所から送付された納付書により、夫の分と一緒にきちんと納付していた。国民年金加入当初にさかのぼって30万くらい納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が国民年金加入当初にさかのぼって納付したとする金額は、申立人が所持する第3回特例納付に係る納付書で確認できる48か月分の保険料額及び第3回特例納付の実施期間において過年度納付及び現年度納付した場合の保険料額を合わせた金額とおおむね一致している上、申立人がさかのぼって納付したとする期間は、申立期間直前の納付済みとなっている昭和44年4月から48年3月までの特例納付した期間に対応していると考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月から11年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月から11年9月まで

私は、会社を辞めた後に、専門学校に入学したが、入学金を納めるために金銭的に余裕がなくなり、国民年金保険料を一時的に納付しなかった。以前に父から、保険料は2年間しかさかのぼって納付できないことを聞いていたので未納にならないように注意してきた。区役所で申立期間の保険料をまとめて約30万円納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、区役所で納付書を作成してもらい、その場でまとめて申立期間の保険料を納付したとしているが、過年度分の保険料の収納は区役所では行っていない上、申立期間直後の平成11年10月から12年1月までの保険料を納付した13年11月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から51年6月まで

私の妻は、国民年金保険料を未納にしていた人を救済する最後の機会として、さかのぼって納付できる措置が行われているとテレビニュースで聞き、私の保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、妻が申立人の保険料を納付したとする昭和53年後半又は54年当初は第3回特例納付の実施期間であり、53年から54年にかけて、52年4月から同年12月までの期間及び53年10月から54年3月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できるものの、妻は保険料額に関する記憶が不明確であり、督促状を受け取ってから納付したとする説明は、特例納付では無く過年度納付による納付方法に合致するなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は昭和52年3月25日であるため、申立期間は未加入期間であり、制度上、さかのぼって保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から53年1月まで

私の国民年金については、結婚した昭和48年4月に父が加入手続きをしてくれ、結婚後の申立期間の国民年金保険料は妻が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする妻も、当時の納付方法及び納付金額などの納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年2月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間である上、妻には当時さかのぼって保険料を納付した記憶が無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から43年9月までの期間、45年2月及び同年3月並びに45年12月から49年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年2月から43年9月まで
② 昭和45年2月及び同年3月
③ 昭和45年12月から49年12月まで

私の父は、私が20歳になった昭和39年2月に、「国民年金に加入し、社会人になるまで責任を持って国民年金保険料を納めておく。」と言っていたので、申立期間①の保険料は両親が納めてくれていた。また、51年ごろには私か元妻が国民年金に関する手続きをして、過去にさかのぼって保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人、申立人の両親及び元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料を納付したとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため当時の状況が不明確である上、申立人の兄及び姉も当該期間当時は学生時代を含め国民年金に未加入であるなど、申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。申立期間②については、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続きをした記憶は無いとしているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。申立期間③については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和51年6月に払い出されているが、申立人は、国民年金の加入手続き及び過年度納付についての記憶が曖昧であり、一緒に保険料を納付していたとする元妻も同じ時期に手帳記号番号が払い出され、申

立人と同様に50年1月から保険料納付を開始しているなど、申立人及び元妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和51年6月時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 25 日から 33 年 5 月 26 日まで
平成 19 年 11 月ごろ、社会保険事務所で厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。

しかし、申立期間以前の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受け取った覚えはあるが、申立期間の脱退手当金を受け取った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等をA省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として脱退手当金が支給されており、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金は昭和34年3月19日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間後に厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 1 月 21 日から同年 12 月 29 日まで
② 昭和 47 年 3 月 29 日から 49 年 9 月 29 日まで

平成 19 年 2 月または 3 月ごろ、社会保険事務所で年金受給の手続を行ったところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。

しかし、脱退手当金が支給されたとする時期には、出産のため実家で静養しており、請求手続は行っていないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、申立期間の事業所を退職後の昭和 49 年 10 月 24 日に氏名変更が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は同年 12 月 17 日に支給決定されていることを踏まえ、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 3 日から 40 年 9 月 28 日まで
社会保険事務所で年金受給の手続を行ったところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、会社から脱退手当金の説明を受けたことはなく、請求手続を行ったことや、もらった記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 9 月 28 日の前後 3 年以内に資格喪失した者 4 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 41 年 1 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 1 日から 36 年 9 月 11 日まで
60 歳ごろ、社会保険事務所で年金相談をしたところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、会社から脱退手当金の説明を受けたことは無く、脱退手当金をもらった記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 36 年 11 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月1日から39年12月20日まで
平成11年ごろ、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、申立期間前の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金をもらったことはあるが、申立期間の脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、支給記録どおりの申立期間前の厚生年金保険被保険者期間126か月に係る脱退手当金を受給したことを認めており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月4日から33年12月21日まで
社会保険事務所で年金受給の手続を行ったところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金について会社から説明は無く、請求手続を行ったことや、もらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給決定された昭和34年12月24日の直前の同年11月30日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等をA省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和51年12月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 6 月 25 日から同年 7 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。私は、平成 5 年 4 月 1 日にA社に入社し、平成 9 年 6 月末まで働き退職し、厚生年金保険料も 6 月の給料支払明細書で厚生年金保険料が控除されているので、申立期間も、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、出勤簿及び給料支払明細書等により、申立人がA社(現在は、B社)に平成 5 年 4 月 1 日から平成 9 年 6 月 30 日まで、申立期間を含み継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人が提出したA社の平成 9 年 6 月分給料支払明細書で厚生年金保険料が 1 か月分控除されていることが確認できるが、B社に保険料控除の方法について照会したところ、申立期間当時、厚生年金保険料は翌月控除であったと回答している上、申立人が保管している給料支払明細書からも翌月控除であったことが確認できる。

さらに、申立人は平成 9 年 6 月分の給与がA社における最後の給与であったとしていることから、同年 6 月分に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

加えて、B社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日は平成 9 年 6 月 25 日と記載されており、社会保険事務所のオンライン記録で、申立人の厚生年金保険被保険者記録に訂正の形跡は無いことから、事業主は平成 9 年 6 月 25 日を資格喪失日とする届出を行ったものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月1日から45年2月2日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。昭和43年4月1日から45年2月2日までは、A社に継続して勤務しているの、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社（現在は、B社）の複数の従業員の供述により、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、申立期間当時の資料を保管していないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険の取扱いは不明であると回答としている。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、「美容部員の中には厚生年金保険に加入しなかった人がおり、加入していない人から保険料控除はしていない。」「美容部員は、給与が歩合制のため、加入は任意であった。」などの供述があったことから、同社においては、一部の従業員について厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

さらに、上記被保険者名簿により申立人は、昭和43年5月1日に厚生年金保険の資格を喪失し、政府管掌健康保険の被保険者証が同年5月21日に社会保険事務所に返納されていたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 6 月 28 日から 33 年 4 月 1 日まで
② 昭和 33 年 7 月 24 日から 34 年 8 月 8 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社での記録が昭和 27 年 9 月に資格取得、28 年 6 月に資格喪失との回答を得た。A社には 27 年から 34 年まで勤務し、その期間の途中、33 年 4 月から同年 7 月までは他社に勤務していた。申立期間①及び申立期間②について、同社の厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の申立人における厚生年金保険被保険者台帳を確認したところ、昭和 27 年 9 月 1 日から 28 年 6 月 28 日までの申立人に係る厚生年金保険被保険者期間は、他の事業所に係る記録であり、A社に係る記録ではなかった。

また、申立人がA社に勤務していたと主張したのは、終戦前まで同社が所在していた場所に会社があり、看板にA社と書かれていたためであり、会社名は明確でなく、B社とも言っていたと供述している。そこで、同社について調査したところ、商業登記簿を確認したが見当たらず、社会保険庁の記録においても該当の事業所は見当たらない。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和 20 年 8 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、別所在地のA社及び類似名称のC社も、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる上、その所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人が記憶している同僚は、死亡又は住所が確認できないため、A社に係る申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険の取扱いが

確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 30 年 4 月から 31 年 2 月 1 日まで
②昭和 31 年 3 月 26 日から同年 12 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の昭和 30 年 4 月から 31 年 2 月 1 日まで及び②の 31 年 3 月 26 日から同年 12 月までの期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間を含め 30 年 4 月ごろから 31 年 12 月ごろまで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 31 年 2 月 1 日であり、申立期間①は適用事業所となっていない期間であることが確認できる。

また、A社の事業主は、既に会社は解散しており、当時の人事記録、賃金台帳等の資料が残されていないため、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の取扱いについては不明であると供述している。

さらに、申立人が記憶している同僚二人のうち一人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録が無く、他の一人は消息が不明であり、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和 31 年 2 月 1 日に在籍していた複数の従業員に、申立人の申立期間における勤務の実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、回答のあった二人は、いずれも申立期間に申立人が勤務していたことの記憶が無いと

供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除についてこれを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年1月1日から19年9月30日まで

社会保険事務所において脱退手当金の受領が確認できるが、A社からB社に派遣され勤務していたときの未支給年金が残っているはずと思うので、社会保険事務所に申し立てたところ、加入記録が無いとの回答を得た。相当期間経過しているが、A社に在籍し、派遣勤務していた期間の未支給年金に係る年金記録の訂正をお願いしたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が設立されたのは昭和17年4月1日であることから、申立期間のうち同年1月1日から同年3月31日までの期間については、申立人が同会に派遣されていたとは考えられない。

また、労働者年金保険法では、申立期間のうち、昭和17年1月1日から同年5月31日までの期間については、保険料徴収までの施行準備期間であることから、同法上、労働者年金保険の被保険者期間とはならない。

さらに、申立期間のうち、昭和17年6月1日から19年9月30日までの期間については、労働者年金保険法の適用期間であるものの、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが労働者年金保険の被保険者となるとされているところ、申立人は、B社に事務職で派遣され、事務室で配船等の事務を行っていたことから、労働者年金保険の被保険者ではなかったものと判断される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において労働者年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月7日から31年8月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和31年ごろまで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和28年10月に授与されたA社在籍時の表彰状及び同社の複数の元同僚の供述により、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の元同僚であり当時の事業主の子供は、昭和25年当時には同社の業績が悪かったので、同時期に多くの従業員の厚生年金保険被保険者資格を喪失させたことを記憶していると供述しており、このことは、社会保険事務所が保管する同社の被保険者名簿においても、昭和25年当時に加入記録がある10名のうち、申立人を含む6名が申立人と同時期に被保険者資格を喪失していることから確認できる。

また、A社の申立期間当時の事業主及び社会保険担当者は既に死亡していることから、申立人の勤務状況等について確認することができない。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 11 月 26 日から 3 年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与振込記載の銀行預金通帳及びA社からの照会回答により、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社では、申立期間当時、従業員の入社後一定期間を試用期間としており、当該期間については、厚生年金保険への加入及び保険料の控除は行っていなかったとしている。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していた12名の従業員に照会したところ、うち3名から回答があり、このうちの1名は、申立人を記憶しており、同社においては、おおむね3か月程度の試用期間があったと供述している。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで

A 研究所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。A 研究所には昭和 35 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 研究所の元同僚、先輩及び事業主からの回答により、申立人が、同研究所において申立期間も含めて継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 研究所では、申立期間当時の厚生年金保険に係る資料を保管していない上、当時の担当者もいないことから、申立期間当時の厚生年金保険の加入取扱いについては不明としている。

また、社会保険事務所が保管する A 研究所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、同研究所において昭和 34 年から 36 年の間に被保険者資格を取得している 16 名については、加入期間がすべて 1 年以内であることが確認できる。

このほか、申立人についての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 7 月 31 日から同年 8 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に勤務したことは確かであるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立期間当時の事業主の供述から、申立人は、平成 4 年 8 月 31 日まで A 社に勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社は、平成 4 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、申立期間当時の A 社の総務担当者によると、在籍していた従業員に対し、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなるため、国民年金及び国民健康保険に切り替えるように説明したと供述している。

さらに、社会保険事務所の記録において、申立人の資格喪失日と同日である平成 4 年 7 月 31 日に A 社における厚生年金保険の資格を喪失している者のうち、複数の者が同日から国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録では、申立人に係る A 社における厚生年金保険の資格喪失手続は、平成 4 年 8 月 26 日に行われており、同日に健康保険証が回収されていることから、社会保険事務所の処理と上記総務担当者の供述に矛盾は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月から 48 年 4 月まで

昭和 46 年 2 月に A 社に入社し、会社の分裂により B 社に移ったが、昭和 48 年 4 月まで同社に勤務していた。社会保険事務所の記録では、この間の厚生年金保険の記録が無いので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった写真及び申立人の具体的な申立内容により、勤務期間は特定できないが、申立人が、A 社及びその関連会社である B 社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、申立期間当時の A 社の総務部長によると、当時は、従業員の出入りが激しく、厚生年金保険への加入を拒む者が多かったことなどの理由から、申立人のような一般営業職の社員は、原則として厚生年金保険には加入させず、保険料も控除していなかったと供述している。

また、社会保険事務所の A 社及び B 社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶していた複数の同僚についても、厚生年金保険に加入していないことが確認できることから、上記総務部長の供述のとおり、同社は、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないものと考えられる。

さらに、申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 16 日から同年 9 月 17 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A信用組合（現在は、B信用組合）に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和 42 年 9 月 16 日にA信用組合を退職した旨の記載がある発令簿を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 9 月 16 日退職との記載があるA信用組合の発令簿の写しをもって、同日まで同社に勤務していたと申し立てているが、同社に係る雇用保険の加入記録では、同年 4 月 1 日に入社し、同年 6 月 16 日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、A信用組合は、平成 6 年 4 月にB信用組合と合併しているため、B信用組合に申立人の申立期間に係る勤務の実態を照会したところ、同社が保管していたA信用組合の発令簿によると、申立人の退職日は、昭和 42 年 6 月 16 日となっていることが確認できるため、申立人は、申立期間にはA信用組合に在職していないとしている。

そこで、申立人から提出のあったA信用組合の発令簿の写しとB信用組合から提出のあったA信用組合の発令簿を照合すると、申立人から提出のあった発令簿の写しには、退職月を「六」から「九」に修正された痕跡が見受けられるため、申立人から提出のあったA信用組合の発令簿の写しをもって、申立人が、申立期間にA信用組合に勤務していたことを認めることはできない。

さらに、申立人は、社会保険事務所のA信用組合の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている自分の資格喪失日が、昭和 42 年 9 月 16 日から同年 6 月

16日に書き替えられていると主張しているが、当該被保険者名簿を確認したところ、申立人の資格喪失日は、申立人の主張する同年9月16日ではなく、同年7月16日と記載されていたものを、同年7月6日において、同年6月16日に訂正していることが確認でき、この訂正処理については、不自然な訂正であるとはいえず、不合理な処理があったとは認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 1 月 30 日から 31 年 1 月 30 日まで
② 昭和 32 年 10 月 16 日から 35 年 12 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間①、及びB商事又はC商會に勤務していた申立期間②について、加入記録が無いとの回答をもらった。勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 31 年 1 月 30 日までA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間①当時の事業主は死亡しており、当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことなどから、申立人の申立期間①における勤務の状況や厚生年金保険料の控除等については分からないとしている。

また、申立人が記憶しているA社の同僚のうち、連絡が取れた二人の同僚に申立人の申立期間①に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について照会したところ、二人の同僚は、いずれも申立人のことを記憶していない。そこで、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、一人の従業員が申立人のことを記憶しており、当該従業員は、自分は、昭和 29 年 5 月ごろに当該事業所を退職したが、申立人は、自分より前に当該事業所を退職しており、28 年末ごろに退職した記憶があると供述していることから、申立人が申立期間①において、当該事業所に継続して勤務していたものとは考え難い。

申立期間②について、申立人は、D県E区にあるC商会又はB商事に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険庁の記録では、C商会及びB商事は、D県E区において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人は、勤務していた事業所は、梱包用の紐を製造している会社だったと供述しているところ、厚生年金保険の適用事業所として確認できる、所在地がD県にあったC商会1社、B商事2社について、業種を確認したところ、いずれの事業所も梱包用の紐を製造していた会社ではない上、当該3社の社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い。そして、申立人は、F県G市、H市、I市のいずれかにC商会又はB商事の本社があったと供述しているところ、社会保険庁のオンライン記録では、F県I市が所在地のC商会1社、B商事1社について、厚生年金保険の適用事業所として確認することができるが、いずれの事業所も申立期間②当時は厚生年金保険の適用事業所となっていない。また、F県G市及びH市では、C商会及びB商事は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、当該所在地を管轄する法務局において、法人の商業登記の記録も見当たらない。

さらに、申立人は、C商会又はB商事の事業主、上司、同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間②に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、両申立期間について、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月ごろから 42 年 12 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A医院及びB医院に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。詳しいことは記憶していないが、申立期間にA医院及びB医院に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 41 年 11 月 1 日から 42 年 1 月 23 日までの期間については、A医院から提出のあった職員名簿から、申立人は、当該期間は、同医院に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A医院が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 9 年 6 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所となっていない。

このことについて、A医院の事業主は、同医院は、個人開業医であり、適用事業所となる前は、政府管掌健康保険には加入しておらず、同医院の従業員全員をC国民健康保険組合に加入させており、申立人についても当該国民健康保険組合に加入させていたと供述している。

次に、申立期間のうち、昭和 42 年 1 月 24 日から同年 12 月ごろまでの期間については、B医院の事業主の供述により、勤務期間は特定できないが、申立人は、申立期間中に同医院に勤務していたことは推認できる。

しかし、B医院は、社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

このことについて、B医院の事業主は、同医院は、個人開業医であり、従業

員数も3名程度であることから、開業から現在まで厚生年金保険の適用事業所の手続を行ったことは無く、従業員については、全員、C国民健康保険組合に加入させていたと供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月から25年4月まで

船員保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）所有の船舶であるC丸に乗船していた申立期間について、加入記録が無いとの回答をもらった。戦時中に墜落したD国戦闘機の搭乗員の死体引き上げ作業をやっていたので、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間は、A社所有の船舶であるC丸に乗船していたと申し立てているが、B社は、当時の船舶や船員に関する資料を保有していないことなどから、申立人の申立期間に係る勤務の実態や船員保険の加入状況について確認することができないと回答している。

また、申立人が、一緒に乗船していたことを記憶している船長及び4人の同僚について、社会保険事務所のA社の船員保険被保険者名簿では、いずれも申立期間に係る船員保険の記録が無く、連絡先も不明であるため、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務の実態や船員保険の加入状況について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社の船員保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に船員保険又は厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人やC丸について記憶している者はいなかった。

さらに、A社の類似名称事業所であるE社がC丸と同名の船舶を所有していたため、社会保険事務所のE社C丸の船員保険被保険者名簿を確認したが、申立人及び申立人が記憶している船長等の氏名は見当たらない。

加えて、申立人は、C丸は、F軍に接收されていた船舶であったかもしれな

いと供述しているところ、駐留軍施設に勤務する日本人従業員の労務管理を行っていた渉外労務管理事務所の記録を引き継いだG局に照会したところ、接收船舶に乗船していた船員に関する記録は無いと回答している。また、H局にも照会したところ、接收船舶に乗船していた船員の社会保険の管理については不明であり、申立人の船員保険に係る記録を確認することができなかったと回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社又はB社に勤務していた申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらった。A社からB社へ転籍したが、両社は経営者も一緒に、継続して勤務していたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は、A社又はB社に修理工として勤務していたと申し立てており、B社の複数の同僚の供述から判断すると、同社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 38 年 12 月 1 日であり、申立期間は、適用事業所となっていない。そして、同社の複数の従業員は、同社は、A社の修理部門が独立して設立された会社であり、A社のほとんどの修理工がB社に転籍したと供述しているところ、社会保険事務所の厚生年金保険の加入記録から、申立人と同様に同年 7 月 1 日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 12 月 1 日にB社において被保険者資格を取得している従業員(申立人が記憶している同僚含む)を 11 人確認でき、これら従業員全員の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は無い。

このことについて、B社の事業主に照会したところ、当該事業主の親族から、供述できる状態ではないとの回答があり、供述を得ることができなかった。そこで、同社の経理担当者に照会したところ、申立人のことを記憶しているが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については分からないとしており、従業員の一部は、申立期間当時に社会保険が無いことを記憶している。

さらに、申立人が記憶していた同僚のうち、連絡が取れた二人の同僚に対し、

申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について照会したところ、二人の同僚は申立人のことを記憶していたが、厚生年金保険料の控除等については分からないとしている。そこで、社会保険事務所のB社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同様に厚生年金保険の加入記録に空白期間がある複数の従業員に照会したところ、4人の従業員が申立人のことを記憶していたが、厚生年金保険料の控除等については分からないとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社に勤務していた同僚には、厚生年金保険の加入記録があるので、同期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、従業員 1 名の供述及び同人所有の慰安旅行の写真から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、同社の全従業員の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書、標準報酬決定通知書及び資格喪失確認通知書を保管しているが、いずれにも申立人に係る通知書は無い。なお、同社が保管している上記書類の記載内容は、社会保険事務所が保管する同社の被保険者名簿の記録と一致している。

また、A社は全従業員の失業保険被保険者資格取得確認通知書を保管しているが、同通知書の職種の欄をみると、申立人以外の従業員は、「1」から「3」のいずれかに丸印が付されているが、申立人のみは「9」に丸印が付されていることから、A社は、申立人について、厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料の控除も行っていなかったと考えられるとしている。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは、

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年12月から29年5月1日まで
② 昭和30年3月25日から31年4月1日まで
③ 昭和31年6月1日から32年3月まで

A社に勤務していた申立期間①及び②について、また、B社に勤務していた申立期間③について、厚生年金保険加入記録が無い。厚生年金保険料控除を証明するものはないが、昭和28年12月から32年3月までA社とB社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚が提出した写真及び供述から、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の事業主は既に死亡しており、同社は既に解散しており、当時の資料は保管されておらず、当時の状況について確認することができない。

また、上記の同僚は、厚生年金保険の資格取得日が申立人と同一日の昭和29年5月1日であるところ、「同社では、入社後一定期間は厚生年金保険に加入できず、本採用になってから厚生年金保険へ加入することとなっていた。」と供述している。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認するための手掛かりは得られなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、A社に勤務していたことを申し立てている。

しかしながら、厚生年金保険被保険者名簿において申立人と同じ昭和 29 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者となっている従業員に照会したところ、同従業員から提出された写真には、申立人は写っていない。当該写真は申立期間② 当時に撮影されたものと考えられるところ、申立人は、「この写真に写っている制服を着た記憶は、はっきりとは無く、この写真の撮影時点では、A 社を退職していたのかもしれない。」と供述している。

さらに、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の昭和 30 年 3 月 25 日及び 31 年 4 月 1 日の標準報酬月額については、9,000 円から 7,000 円に下がっていることが確認できる上、申立人の同年 4 月 1 日の標準報酬月額は、同日付けで入社した同僚の標準報酬月額と同額である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、申立人は、B 社に勤務していたことを申し立てている。

しかしながら、申立期間①で供述のあった同僚は、「B 社が合併することを機に、自分は同社を昭和 31 年 7 月 14 日に退職したが、申立人は、この時点では既に同社を退職していた。」と供述しており、申立人自身も、同社の合併については知らないと供述している。

また、申立期間②で照会した従業員から、昭和 31 年 6 月 20 日に撮影された B 社の慰安旅行の写真が提出されているところ、同写真に申立人は写っておらず、申立人もこの慰安旅行のことを記憶していないと供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③について、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 6 日から同年 7 月 26 日まで

A社に勤務していた申立期間について、同期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社の採用通知葉書と社員旅行の記念写真があるので、同社に在籍していたことは明らかである。同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社員旅行の写真から、申立人が同社に在籍していたことはいかがわれる。

しかしながら、A社の事業主、事務担当者及び申立人が記憶している同僚は亡くなっており、これらの者から申立内容に係る事情を聴取することができない。このため、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の申立期間に加入記録があり、住所を把握できた 20 名に照会したところ 7 名から回答があったが、申立人を記憶している者はいなかった。なお、このうちの 1 名は、同社に入社して 3 か月間は厚生年金保険に加入させてもらえなかったと回答している。

また、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認するための手掛かりは得られなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から31年3月1日まで
② 昭和31年4月21日から33年4月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。いずれも勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和31年3月1日であり、申立期間において同社は適用事業所となっていない。

また、A社の事務所及び事業主の所在がいずれも不明であるため連絡が取れず、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が氏名を記憶している同僚2名は、申立人が申立期間①においてA社に勤務していたことは覚えているとしているが、そのうち、当時の経理・社会保険事務を担当していたとする同僚1名は、同社では社会保険関係の届出等については適切に行っており、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和31年3月1日であり、それ以前の期間において保険料は控除されていなかったと供述している。

2 申立期間②について、前記1に記載のとおり、A社の事務所及び事業主の所在が不明であるため連絡が取れず、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が同社を退職した時期について、「昭和30年3月にB校を卒

業後、すぐにA社に入社し、約2年間勤務した。」としているが、B校では、同人について、昭和29年3月25日に卒業したと回答しているほか、当時、同社の経理・社会保険事務を担当していたとする前記同僚も、申立人は昭和31年ごろ同社を退職したと供述している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員4名に照会したところ、回答があった2名は、申立人のことを記憶しておらず、そのうち、上記名簿により、同社における厚生年金保険の被保険者資格を昭和31年5月1日に取得した1名は、自身が同社に入社した当時、申立人は既に同社に在籍していなかった旨供述している。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①および②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 30 日から 51 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらった。
しかし、申立期間当時、A社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された運転者台帳及び賃金台帳並びに雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、申立期間当時、本人の希望により厚生年金保険に加入させていたとしているところ、社会保険庁の記録により、申立人が、申立期間に国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

また、上記の賃金台帳により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されているのは、昭和 49 年 7 月分の給与のみであり、その他の申立期間については、保険料が控除されていないことが確認できる。申立人の 49 年 7 月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることについて、A社は、当時の担当者が、厚生年金保険に加入していない申立人から誤って控除したものであり、その後、当該保険料を弁償するため、51 年 2 月及び同年 3 月の保険料を申立人の給与から控除せず、同社が全額負担したと供述しており、申立人に厚生年金保険の加入記録がある 51 年 2 月及び同年 3 月について、賃金台帳の当該 2 か月分の給与からは保険料控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人は、昭和 49 年 7 月分の給与から厚生年金保険料が控除されたことについて、当該保険料は現金で返還された記憶があるとしており、A社の主張とは異なるが、申立人の同年 7 月分の給与から誤って控除された保険料

は、申立人へ返還若しくは弁償されていると考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 1 月 21 日から同年 3 月 1 日まで
② 平成 9 年 3 月 29 日から同年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②について、保管していた給与明細書では、保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録のない期間があることが分かった。

このため、申立期間を、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持するA社の給与明細書により、申立人は、平成8年2月の厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

しかし、A社に係る申立人の雇用保険の記録における離職日は平成8年1月20日となっており、申立人の同社における厚生年金保険被保険者記録と一致している。

また、申立期間当時の経理担当役員は、A社の給与の締め日は毎月15日であったと供述しており、上記、平成8年2月分給与明細書に記載された出勤日数は5日であることから、申立人は、同年1月15日の給与の締め日の5日後である同年1月20日に退職したと推認できる。

さらに、社会保険庁の記録から申立期間にA社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる元役員、従業員の中で連絡の取れた7名のうち、6名は、申立人のことを記憶しているものの、申立人の退職時期については不明としており、このほかに申立人の勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人が所持するB社の給与明細書により、同社では

厚生年金保険料を翌月控除していたことが認められ、平成9年3月分の給与明細書に記載された厚生年金保険料は、同年2月に係る保険料であることが確認できる。

また、申立人が所持するB社の平成9年分給与所得の源泉徴収票には、退職年月日が平成9年3月28日と記載されており、同社における申立人の雇用保険記録の離職日（9年3月28日）と一致している。

さらに、B社に係る申立人の厚生年金基金加入員台帳に記載された資格喪失日（平成9年3月29日）と、申立人の同社における厚生年金保険被保険者記録は一致している。

加えて、社会保険庁の記録から申立期間にB社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる元役員、従業員の中で連絡の取れた5名のうち、4名は、申立人のことを記憶しているものの、申立人の退職時期については不明としており、このほかに申立人の勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

一方、厚生年金保険法第19条においては「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれを参入する。」とされており、また、同法第14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされている。これらのことから、申立人のA社における資格喪失日は平成8年1月21日、B社における資格喪失日は平成9年3月29日であり、申立人の主張する申立期間は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 27 日から 39 年 2 月 22 日まで
年金問題が騒がれるようになり、平成 20 年 6 月に、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に係る厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給されている旨の回答をもらった。
しかし、上記の照会を行うまで、脱退手当金という制度があることを知らなかったし、脱退手当金を受給した記憶もない。
このため、申立期間について、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所において、申立人の厚生年金保険資格喪失日(昭和 39 年 2 月 22 日)の前後 1 年以内に資格喪失した女性従業員の中で脱退手当金の支給記録がある 20 名について、その支給記録を確認したところ、昭和 39 年 9 月 14 日に申立人を含む 4 名、同年 9 月 29 日に 3 名及び同年 12 月 19 日に 2 名が、それぞれ同日に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 39 年 9 月 14 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年3月1日から34年2月21日まで
② 昭和35年6月2日から39年11月7日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社及びB社に勤務していた申立期間①並びにC社及びD社に勤務していた申立期間②について、脱退手当金が支給されている旨の回答をもらった。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているというのは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号については、申立期間①の2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間②の2回の被保険者期間は別の番号となっているとともに、申立期間②の後の被保険者期間は更に別の番号となっていることを踏まえると、それぞれ脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立期間①については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立人の脱退手当金が支給決定されたとする昭和35年3月に、脱退手当金の算定のために必要となる申立人の厚生年金保険被保険者期間及び当該期間に係る標準報酬月額合計額をA省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した記録があるほか、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

加えて、申立期間②については、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和40年4月12日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはないほか、申立人は、申立期間②を含む36年4月から40年6月までの期間に係る国民年金保険料を54年に特例納付していることを踏まえると、その時点で申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認識していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年5月13日から14年4月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成14年4月20日から15年5月1日までの期間について、厚生年金被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年5月13日から14年4月1日まで
② 平成14年4月20日から15年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社、B社及びA社に継続して勤務していたが、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。この申立期間の厚生年金の加入記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の加入記録から、平成12年5月13日から平成15年6月30日までの期間において、A社及び関連会社B社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間①については、当時の厚生年金保険法では、被保険者となり得るのは65歳未満の者であったため、申立人が65歳に到達した平成13年*月*日からは被保険者になり得なかった。

なお、平成14年4月1日以降、厚生年金保険法が改正され、被保険者となり得る年齢は70歳未満とされたため、申立人は、B社において申立期間直後の平成14年4月1日付けで再び厚生年金の被保険者となっている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

申立期間②については、事業所の回答から申立人が平成14年4月20日にB社からA社に転籍したことが確認できる。

しかし、A社から提出された賃金台帳によると、申立人の厚生年金保険料については、平成15年4月まで給与から控除されておらず、同年5月以降は毎月控除されていることが確認できる。そして、同社は、申立期間当時、申立人の就業形態が短時間労働であったことなどから、厚生年金保険の被保険者とはしていない旨回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 3 月 10 日から 24 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A省B局に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同局に勤務したことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA省B局に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A省B局は申立期間において、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

なお、国の事業所の厚生年金保険の適用は昭和 23 年 8 月 1 日以降であり、適用要件は常時 5 人以上の事業所であるが、申立人の供述によると、当時のA省B局における従業員数は申立人を含む 4 人であったとしており、申立期間において適用要件を満たしていない。

また、申立人は、給与の支給は手渡しであり、給与明細書をもらっていなかったため、申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除について、明確な記憶が無く、このほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月30日から37年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。申立期間においてタクシー運転手として家族4人を養っていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は死亡していること及び同社の合併先であるB社は、申立期間当時のA社における従業員の在籍に関する資料等を保有していないことから、申立人の勤務状況の加入状況等について確認することができない。

また、同社の合併先であるA社から提出された、申立期間当時の人事担当者が同社の従業員の厚生年金保険資格取得日及び喪失日を記載した資料には、申立人の同社での厚生年金保険資格取得日が昭和37年5月1日と記載されている。

以上のことから、申立人がA社に勤務を開始した時期について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 12 月から 20 年 10 月まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社で申立期間に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に、A社に勤務していたと申し立てているが、同社は申立人が勤務していたことを確認できる資料を保有しておらず、また、申立人が記憶している事業主及び上司等は既に死亡していることから、申立人の勤務について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管しているA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時の複数の従業員に確認したが、申立人のことを記憶している者はいなかった。

さらに、申立人は、同じ学校を卒業し、A社と一緒に就職した同僚のうち一人について名前を記憶していたが、その同僚は同社における厚生年金保険の加入記録は無いことが確認できる。

加えて、申立人は、「申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について覚えていない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月から20年3月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B工場に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間に学徒動員で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同級生10人と勤労学徒としてA社B工場へ勤務し、昭和20年4月13日の空襲で工場が焼失した後は、疎開していたと申し立てていることから、旧制中学に在学し、勤労働員学徒として同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、申立人と同年代の従業員の厚生年金保険の加入記録は無いことから、当該事業所においては、勤労働員学徒については、厚生年金保険に加入させない取扱いであったことを推認することができる。

また、申立人は、「申立期間、厚生年金保険料は給与から控除されていなかった。」と供述している。

勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号。昭和19年6月1日以降は厚生年金保険法施行令）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、厚生年金保険の「被保険者たらざる者」として指定されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 34 年 10 月 30 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。
申立期間当時は、A社が施行業者となって建設されたBダム、C発電所及びD飛行場の建設現場で同社の下請けであるE班に作業員として勤務した。厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

上司及び先輩の証言から、期間が特定できないものの、申立人がA社の下請けであるE班において現場作業員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、上記E班に勤務したと申し立てているものの、事業所の正式名称を記憶していないため、E班の責任者氏名等から社会保険事務所における厚生年金保険の適用事業所について調査を行ったが、該当する事業所は確認できなかった。

また、E班の責任者及び経理担当者は既に死亡し、申立期間の後に、E班の責任者が設立した会社も解散していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、元請会社であるA社F支店に申立人の勤務実態等について照会したところ、「申立人は当社の被保険者台帳などに記録がなく、当社とは直接的な雇用関係はないと思う。」と回答があった。

加えて、申立人は、事業主により、毎月、厚生年金保険料が控除されていたと供述しているが、控除されていたとされる金額は当時の保険料額とは大きく乖離^{かいり}している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和30年4月1日から34年6月1日まで
②昭和34年7月7日から35年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①及び②について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②において、A社に継続して勤務していた旨申し立てている。

しかし、A社の後継会社であるB社では、申立期間①及び②当時のA社の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間①及び②における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないと回答している。

申立期間①については、申立人は、A社において主に納車業務（整備・修理車両の顧客への配達等）に従事していたと供述している。

しかし、申立人が申立期間①当時の先輩であったと記憶している同僚は、「自分は昭和33年11月ごろに営業職としてA社に入社したが、申立人は自分より後に同社に入社したと記憶している」旨供述している。

また、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したところ、連絡の取れた複数の従業員は、いずれも納車業務と密接な関連があると考えられる整備・修理等業務に従事していたと供述しているものの、申立人を記憶している者はいなかった。

なお、上記従業員のうち、申立期間①当時、A社において申立人と同じ納車業務に従事していたとしている者はいなかった。

さらに、申立人がA社を退社後に入社したとしているC社（現在は、B社）が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同名簿には同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日のほかに、同社の前の勤務先において被保険者資格を取得した年月日を記載する欄が設けられているが、申立人に係る当該欄には昭和34年6月1日と記載されており、これは社会保険事務所の記録と一致する。

一方、申立期間②については、申立人は、A社に継続して勤務していたと申し立てているところ、退社時期については明確ではないと供述している。

また、申立人は、申立期間②当時の上司や同僚を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間②における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間②当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したところ、連絡の取れた複数の従業員は、いずれも申立人を記憶していないと供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には平成 6 年 8 月 31 日まで勤務しており、給与からの厚生年金保険料の控除事実が確認できる給与明細書を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人に係る人事記録により、申立人が同社を退職した日は平成 6 年 8 月 30 日であることが確認できる。

また、A社から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しにより、事業主が、平成 6 年 8 月 31 日を申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け出ていることが確認でき、これは社会保険事務所の記録と一致する。

さらに、B健康保険組合の記録では、申立人の健康保険の被保険者資格喪失日が平成 6 年 8 月 31 日であることが確認でき、これは上記社会保険事務所の厚生年金保険の記録と一致する。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされているところ、申立人の資格喪失日は、上記のとおり平成 6 年 8 月 31 日であることから、申立人の主張する同年 8 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

また、申立人は、その保管する2枚の給与明細書により、平成6年8月の給与から2か月分の保険料が控除されていた記憶がある旨主張している。

しかし、A社では、申立期間当時の同社における給与の支給については、月末まで勤務したものと仮定して給与計算を行った上で給与支給日(毎月25日)にいったん1枚目の給与明細書を交付し、申立人のように月の途中で退職した従業員の場合は、その後、退職後の超過支給分を精算した上で2枚目の給与明細書を交付する取扱いを行っている旨回答している。また、申立期間当時、同社では、厚生年金保険料の給与からの控除は翌月控除方式であったことから、申立人のように月の途中で退職した従業員の退職月の給与からは、退職前月の保険料のみ控除しており、退職月の保険料は控除していなかった旨回答している。

さらに、社会保険事務所の記録から、A社において平成9年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる従業員に照会したところ、「自分は月末日である平成9年3月31日にA社を退職し、退職月である3月の給与から同年2月及び同年3月の2か月分の保険料を控除されたが、給与明細書は1枚しか交付されなかった」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月 1 日から 8 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と異なっていることが分かった。当時の源泉徴収票を提出するので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における標準報酬月額は、申立期間前である平成元年12月から5年10月までは53万円となっており、同年11月に被保険者報酬月額変更届に基づく標準報酬月額の随時改定が行われており、同年11月から8年2月までの申立期間は30万円となっている。

しかし、申立期間のうち平成5年11月から6年12月までの期間については、申立人は、申立内容を裏付ける給与明細書、源泉徴収票等を保管していない。

また、申立期間のうち平成7年1月から8年2月までの期間については、申立人から提出のあった当該期間に係る源泉徴収票上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録と一致している。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社の事業主は、申立期間当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができないと回答している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、申立人と同様に平成5年11月

に被保険者報酬月額変更届に基づく標準報酬月額の随時改定が行われていることが確認できる従業員が7人いることから、申立人の標準報酬月額の変更のみが不合理である事情はうかがえない。

加えて、社会保険庁のオンライン記録では、被保険者報酬月額変更届に基づく申立人に係る平成5年11月の標準報酬月額の随時改定処理並びに被保険者報酬月額算定基礎届に基づく申立人に係る6年10月及び7年10月の標準報酬月額の定時決定処理については、遡^{そきゅう}及訂正等の記録も無く、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月ごろから同年 5 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間のうち、昭和 50 年 2 月 5 日から同年 4 月 9 日までの期間にA社に勤務していたことは認められる。

なお、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月 20 日以降は他の事業所において雇用保険の記録が有り、当該期間のA社における勤務を確認することができない。

一方、A社の現在の社会保険事務担当者は、申立期間当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができず、申立期間当時、同社では一般的な取扱いとして、採用した従業員について3か月程度の試用期間を設け、当該期間は厚生年金保険に加入させないことが多く、その保険料を給与から控除することも無かった旨供述している。

また、申立人は、申立期間当時のA社の同僚を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時及びその前後の期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したところ、複数の従業員が、同社では入社後に試用期間を設け、

当該期間は厚生年金保険に加入させていなかった旨供述している。また、これらの従業員が入社したと供述している日から社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間を見ると、いずれも2か月ないし3か月となっていることが確認できる。さらに、上記従業員のうち1人は、同社への入社から厚生年金保険に加入するまでの期間に厚生年金保険料の給与からの控除は無かった旨供述している。これらのことから、同社では、申立期間当時、採用した従業員について、入社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

加えて、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の名前は記載されておらず、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 7 月 1 日から 27 年 12 月 20 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当時、昭和 26 年 6 月から申立期間を含め 29 年 9 月までの期間は海外で勤務していたが、同社に在籍していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社から提出のあった在籍証明書により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかし、B社では、申立期間当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないと回答している。

一方、申立人は、その保管する旅券において、海外勤務のための出国日が昭和 26 年 6 月 3 日であることが確認でき、社会保険庁のオンライン記録では、その翌月である同年 7 月 1 日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、27 年 12 月 20 日に被保険者資格を再取得していることが確認できる。

そこで、申立人が記憶していたA社の同僚で、申立期間当時、申立人と同様に海外で勤務していたと供述している 2 人について、社会保険事務所の同社における厚生年金保険の加入記録を見ると、それぞれ海外勤務期間中の昭和 27 年 10 月 1 日及び 25 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるが、いずれも申立人と同日の 27 年 12 月 20 日に被保険者資格を再取得していることが確認できる。

また、これら同僚のうち 1 人は、海外勤務に伴いA社における厚生年金保険

の被保険者資格を喪失してから申立人と同日の昭和 27 年 12 月 20 日に被保険者資格を再取得するまでの期間に、厚生年金保険料の給与からの控除は無かったと思う旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立期間当時、A 社では、当初、海外勤務期間中は従業員を厚生年金保険に加入させない取扱いを行っていたが、その後、昭和 27 年 12 月 20 日時点で海外において勤務していた従業員を同日にまとめて厚生年金保険に加入させたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 12 月 1 日から 7 年 3 月 26 日まで

厚生年金保険の加入状況について、社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している上、平成 7 年 3 月 26 日付けで厚生年金保険の資格が喪失されていることが分かった。同社では、夫は代表取締役であったが、社会保険事務所の行った社会保険関係の事務手続については全く関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により認められる。

また、A社が平成 7 年 4 月 6 日に社会保険事務所に提出した健康保険・厚生年金保険資格喪失届により、申立人を含むすべての厚生年金保険の被保険者が同年 3 月 26 日にさかのぼって資格喪失し、同日に同社が適用事業所でなくなっているほか、申立期間の標準報酬月額についても、平成 5 年 12 月 1 日にさかのぼって減額処理が行われていることが確認できる。

一方、その当時、申立人が会社の経営全般に関与していたとの従業員の供述から、申立人は、これらの厚生年金保険関係の事務に関与していたものと推認され、申立期間についても標準報酬月額の減額に同意していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、社会保険事務所に健康保険・厚生年金保険資格喪失届を提出していながら、当該標準報酬月額が減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 3003

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には平成 13 年 11 月 30 日まで在籍していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に在籍しており、厚生年金保険の被保険者であったはずと申し立てている。

しかし、A社の事業主は、申立人はパート契約の社員であり、平成 13 年 11 月については勤務実績が無かったと供述しており、このことは、同社保管の申立人の給与支給明細書（控）の出勤日数及び勤務時間欄に勤務実績の記載が無いことから裏付けが取れる上、申立人も、当該月に関しては、同社には出勤しなかったことを認めている。

また、上述の給与支給明細書（控）から、平成 13 年 11 月分の厚生年金保険料について、給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失通知書には、申立人の退職日は平成 13 年 11 月 29 日、資格喪失日は同年 11 月 30 日と記載されているほか、雇用保険の加入記録も社会保険庁の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 ごろから 30 年 6 月 6 日まで
② 昭和 30 年 7 月 6 日から 31 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 6 月 25 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社B工場に勤務していた期間のうち申立期間①、②の期間、及びC社に勤務していた期間のうち申立期間③について、厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①は高校在学中だったがアルバイトとして、申立期間②は高校卒業後、それぞれA社B工場に勤務していた。また、申立期間③も間違いなくC社に勤務していたので、すべての申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A社の回答では、「保管している社会保険台帳の写では、申立人は厚生年金保険被保険者資格を昭和 30 年 6 月 6 日に取得し、同年 7 月 6 日に喪失した記録となっている。また、申立期間①当時アルバイトは厚生年金保険に加入させていなかった。このほかに申立期間①及び②の期間における雇用状況や厚生年金保険の加入状況等に関する資料等を保管していない。」としている。

また、申立人は、申立期間①及び②当時のA社B工場における同僚等を記憶していないことから、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間①及び②当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた3名の従業員は、「申立期間①及び②に申立人が同社に勤務していたことは記憶に無く、当時同社

ではアルバイトについては厚生年金保険に加入させていなかった。また、厚生年金保険の未加入期間については、厚生年金保険料の控除はしていなかった。」と供述している。

- 2 申立期間③について、C社における従業員の供述により、申立人は、当該期間も同社に勤務していたことを推認することができる。

しかし、C社の回答では、「申立期間当時の従業員に関する資料等を保管していないこと等から、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等については確認することができない。」としている。

また、申立人はC社において一緒に勤務していた同僚等を記憶していないことから供述が得られず、申立人の申立期間③当時の勤務状況や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、C社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員への照会結果では、連絡の取れた5名のうち1名は、「申立人とは同期入社であり、申立期間当時も同社に在籍していたと思うが、申立人の同社における厚生年金保険料の控除等については分からない。」としている。ほかの4名は、「申立人のことは記憶に無いものの、申立期間当時同社では入社後すぐに厚生年金保険に加入させておらず、3か月ぐらいの試用期間があり、厚生年金保険に加入していない期間は、厚生年金保険料の控除は無かった。」と供述している。

- 3 このほか、申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 1 日から 53 年 3 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社B支社C営業所に昭和52年9月1日から53年3月31日まで勤務していた申立期間の記録が無いとの回答をもらった。外務員試験に合格し、数か月間、同営業所に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社（C営業所の人事管理担当機関）から提出された、採用年月及び退職年月等が記載された外務人事カードにより、申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月1日から53年1月31日まで同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社B支社の回答では、「保管している外務人事カードにより、申立人は直接雇用では無く、委託契約として在籍していたため厚生年金保険には加入させておらず、その間の厚生年金保険料の控除をしていない。」としている。

また、申立人は、A社B支社C営業所において一緒に勤務していた2名の同僚を記憶しているところ、連絡の取れた1名は、「申立人のことを記憶しているものの、申立人の入退社時期や厚生年金保険の適用状況等については記憶に無い。」と供述している。

さらに、A社B支社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認したものの、申立期間に申立人が同社に勤務していたことを記憶している従業員はいなかった。

加えて、申立人は申立期間において夫に扶養されていたと供述しており、社会保険事務所の記録から、申立期間のうち、昭和 52 年 10 月から 53 年 8 月までの期間において国民年金に加入しており、その保険料を納付していることが確認できる上、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録は無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 3006

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 5 月 21 日から同年 6 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和 60 年 4 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。当該期間はC国の現地法人に出向はしていたが、12 年 5 月末日まで同社には勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答では、「保管していた厚生年金保険被保険者喪失確認通知書により、申立人は厚生年金保険被保険者資格を平成 12 年 5 月 21 日に喪失しており、また、申立人から提出された同年 3 月 15 日付けの退職願により、申立人は自己都合で同年 5 月 20 日に退職していることが確認できる。」としている。

また、申立人は、A社において一緒に勤務していた同僚等を記憶していないことから供述が得られず、申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険の適用状況等を確認することができない。

さらに、申立人に係るA社における雇用保険の加入記録は厚生年金保険の加入記録と一致しており、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 31 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 28 年 4 月 1 日から 31 年 7 月 1 日までの申立期間の記録が無いとの回答をもらった。中学卒業時に縁故入社し、住み込みで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における同僚等の供述により、申立人は、期間は明確でないものの、申立期間当時、同社に勤務していたことを推認することができる。

しかし、社会保険事務所の記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 30 年 9 月 1 日であることが確認できる。また、同社は、平成 16 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、当時の事業主は死亡していること、及び申立期間当時の役員等の連絡先が不明であること等から供述が得られず、申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している同僚 2 名のうち 1 名は、「自分は昭和 27 年に入社し、申立人より先であり、職種は営業職であった。また、申立人のことを記憶しているものの、申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入状況等については分からない。」とし、ほかの 1 名は「自分は昭和 21 年に入社し、職種は営業職であった。また、申立人が勤務していたことを記憶しているものの、会社を突然退職したことは記憶しているが勤務期間や厚生年金保険の加入状況等については分からない。」と供述しているところ、当該 2 名の同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所となった

30年9月1日と同日であることが確認できる。

さらに、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた1名は、「申立人の氏名を記憶しているものの、自分は工場勤務であったので申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入状況等については分からない。」と供述している。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 50 年 9 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 59 年 1 月 1 日から同年 11 月 1 日まで又は
60 年 1 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間、C社に勤務した期間及びD社に再入社として勤務した期間の加入記録が無かった。これらの3つの期間においても、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の保管する辞令及び名刺から、期間は明らかでないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できるが、同社は、当時の資料が無いため、申立期間①における申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認することができないと回答している。

また、申立人が記憶している上司1名とは連絡が取れず、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時被保険者であったことが確認できる従業員に照会したところ、連絡の取れた4名全員が、申立人と所属支店又は所属部署が異なるため、申立人のことを記憶していないとしている。このうち申立人と同じ営業職であった2名は、同社には3か月間の試用期間があり、厚生年金保険に加入するまでの期間において厚生年金保険料は控除されていなかったと供述している。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②については、申立人の保管する名刺から、期間は明らかでないものの、申立人がC社に勤務していたことが推認できるが、社会保険事務所の記録では、同社は、昭和51年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主とは連絡が取れず、申立期間における申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人は、当時の上司、同僚等の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、社会保険事務所のC社に係る厚生年金保険被保険者名簿から厚生年金保険の適用事業所となった昭和51年12月1日に被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したところ、1名は、厚生年金保険に加入した昭和51年12月1日以前に厚生年金保険料の控除は無かったと供述している。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

3 申立期間③については、D社は、当時の資料が無いため、申立期間における申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認できないと回答している。

また、申立人は、当時の上司、同僚等の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所のD社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた7名全員が、申立人のことを記憶していないと供述している。

加えて、申立人は、申立期間③において国民健康保険の被保険者となっている上、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

このほか、申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 3014

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月から 33 年 6 月まで

A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時の同僚と記憶している 1 名及び従業員 1 名の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、上記の当時正社員であった同僚は、申立人を記憶しており、申立人について、配達員のアルバイトだったのではないかと回答している。また、他の同僚 1 名は、申立人を記憶しておらず、配達業務を行っていたのは定時制高校の学生であったことから、申立人については、アルバイトだったのではないかと回答している。

また、社会保険事務所で保管している同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に勤務している 15 名に照会したところ、9 名から回答があったが、これら 9 名はすべて正社員の営業・宣伝業務または事務職の職員であり、アルバイトで勤務していた者からの回答は無かった。このことから、同社で資格取得している者には、アルバイトはいなかったことがうかがえる。

このほか、上記被保険者名簿には申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月から 38 年 5 月まで
A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 34 年 3 月から勤務していたと、申し立てている。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録はなく、同社があったとされる地区に同一名称（1事業所）及び類似名称（2事業所）の適用事業所が存在するものの、各事業所の厚生年金保険被保険者名簿の記録を確認したところ、これらの事業所は、申立人が記憶している同社の住所及び業種と相違しており、また、申立人、事業主及び申立人が記憶している同僚の氏名も見当たらないことから、いずれも同社とは別の事業所であることが確認できる。

また、商業登記簿によると、A社があったとされる地区には、同一商号の事業所は3か所（うち1か所は、上記適用事業所）あるものの、これらの事業所は、申立人が記憶している同社の住所・業種・代表者の氏名等とは相違しており、いずれも同社とは別の事業所であることが確認できる。

さらに、申立人は、A社の事業主の氏名を記憶しているが、生年月日や住所等が不明なことから同人を特定し照会することができず、申立人は、同僚3名の姓のみを記憶しているが、これらの者については、姓のみの記憶のため、連絡先を把握することができないことから、申立人の勤務実態等について事情を聴取することができない。

加えて、申立人は、A社の同僚1名が同社を退職後、別の事業所を設立し、同氏から引き抜かれる形で、当該事業所に転職したと供述しているが、同氏に

についても同社の厚生年金保険の加入記録は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 3016

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年11月1日から32年2月1日まで
② 昭和32年8月1日から同年10月1日まで

A社に勤務していた申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、継続して勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人と同時期に入社した同僚及び従業員の供述から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の社会保険事務担当者は、「申立期間当時は、試用期間が3か月程度あり、試用期間経過後に従業員を厚生年金保険に加入させており、試用期間中には厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答している。

また、社会保険事務所が保管している同社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②とほぼ同時期に厚生年金保険加入記録が空白となっている6名に文書照会したところ、5名から回答があり、このうちの1名の回答から、当該従業員の入社時期は、同社で被保険者資格を取得した時期の約3か月前である旨の回答があった。なお、同期間に保険料控除があったかどうかは分からないとのことである(残り4名は、入社時期と被保険者資格取得時期の相違の有無等について記憶が無いと回答)。

さらに、A社の被保険者名簿から当時の加入記録のある従業員11名に文書照会し、うち7名から回答を得たが、このうちの1名は、「同社で被保険者資格を取得した時期は、同社に入社した2か月間経過後である。」と回答している。なお、同期間に保険料控除があったかどうかは分からないとのことである(残り5名は、入社時期と被保険者資格取得時期の相違の有無等について記憶

が無いと回答。1名は親族から死亡と回答あり。)

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立内容に係る事情を聴取することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る事業主による厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②について、申立人と同時期に入社した同僚及び従業員の供述から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間時代に在籍していた従業員31名のうち、24名が申立人が資格喪失した時期と同月または前月に資格喪失しており、当該24名のうちの9名が申立人とほぼ同時期に資格を再取得していることが確認できる。

また、当時のA社の社会保険事務担当者は、「当時の資料が無いため、明確なことは言えないが、事業所の経営が苦しい時期が確かにあり、その時に、保険料の支払に困って従業員を厚生年金保険から脱退させたことは否定できない。なお、被保険者資格を喪失させている期間は、厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間とほぼ同時期に厚生年金保険加入記録が空白となっている6名に文書照会したところ、うち5名から回答があり、このうちの2名は、申立期間当時に、事業所の経営が苦しい時期があり、事業所が保険料の支払に困って資格喪失させたのではないかと回答している。なお、空白期間に保険料控除があったかどうかは分からないとのことである(残りの3名は空白期間がある理由及び保険料控除についても不明と回答。)

加えて、A社は既に適用事業所に該当しておらず、当時の事業主は既に死亡しているため、申立内容に係る事情を聴取することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る事業主による厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 3017

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 12 月 25 日から 37 年 10 月ごろまで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、昭和 36 年 7 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間のうち、同年 7 月 23 日以降の約 1 年 3 か月は適用事業所となっていない。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿によると、当該名簿に記載のある従業員 22 名のうちの 21 名が昭和 35 年 12 月 25 日に資格を喪失しており、残りの 1 名は、36 年 7 月 22 日に資格を喪失していることが確認できる（当該 1 名の従業員の連絡先は把握できないため、申立期間における申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱い状況について、確認することはできない。）。

さらに、昭和 35 年 12 月 25 日付けで資格を喪失している上記 21 名のうちの 1 名は、「自分が一人で、A社の同年 12 月末時点の倒産及び会社整理を行った。」と供述しているところ、同社の地域を管轄する法務局に商業登記簿謄本を資料請求したが、閉鎖登記簿を含め保管されておらず、当時の状況について確認することができない。

加えて、複数の従業員が、A社において大多数の被保険者が資格喪失している昭和 35 年 12 月 25 日の数か月前から、事業所の経営が苦しくなっていたと供述していることから、申立期間には同社の業務は行われていなかったことがうかがわれる。

そして、A社は既に適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡していることから、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱い状況を聴取することができない。

また、申立人の同僚の供述により、A社の社会保険事務担当者及び経理担当者の氏名が判明したものの、連絡先を把握できず、申立期間の申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱い状況について、聴取することができない。

このほか、社会保険事務所が保管するA社の下請会社の厚生年金保険被保険者名簿も確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 18 日から 33 年 5 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた複数の同僚の回答から、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間当時の事業主は、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いに関する資料は保存しておらず、また、申立人についての記憶も無いと回答している。

また、申立期間当時、A社で継続して勤務していた従業員等は、厚生年金保険被保険者名簿及び複数の同僚、従業員の供述により、申立人を含めて 21 名いるところ、このうち、申立期間に厚生年金保険の加入記録が無い者は、申立人を含めて 5 名いるが、これら 5 名の従業員に空白期間があることについて、事業主及び社会保険事務担当者は、いずれも申立期間当時のことを記憶しておらず、理由は分からないと回答している。

さらに、A社の社会保険事務担当者は、申立期間中に厚生年金保険の加入記録が無い申立人を含む 5 名が、昭和 33 年 5 月 1 日以降、再度、厚生年金保険の資格を取得していることについて、そのような取扱いを行ったことを記憶しておらず、理由は分からないと回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る事業主による厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 5 日から 46 年 12 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A組合に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同組合に勤務していたのは確かなので、当該期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A組合に勤務していた当時に使用していたとする自身の身分証明書及び名刺を保管している上、同組合の専務理事及び申立期間当時に同組合で厚生年金保険に加入していた従業員3人から、申立人が申立期間のころに同組合が発行している業界紙の編集業務に従事していた旨の供述が得られた。これらのことから、申立人は申立期間において当該事業所で勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人の雇用保険の加入記録で、同組合に係る記録が確認できない上、前述の専務理事は、A組合に申立当時の関係書類が保存されておらず、当時の担当者も既に死亡していると供述していることから、申立人が同組合に勤務していた期間や給与からの保険料控除の有無を確認することができない。

また、申立人が自身と同じく編集業務に携わっていたと記憶している同僚3人のうち、同組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には前述の専務理事を除く二人の加入記録が確認できない上、申立人は当該二人の姓のみしか記憶していないことから、当該二人を特定することができず、これらの者から申立人の勤務期間、厚生年金保険料の控除等を聴取することや、同僚自身の厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

さらに、前述の専務理事は、A組合では、正社員は全員厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に併せて加入させていたとも供述しているが、前述のとおり申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。また、社会保険庁のオンライン記録から、申立人が、申立期間を含む昭和42年3月から47年3月まで国民年金に加入し、43年4月以降の期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できることなどから、申立人は、同組合で勤務していたものの、厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から52年3月31日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間が未加入である旨の回答をもらった。当該期間はA(正式な名称は不明)に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書から、申立期間のうち昭和51年5月1日から52年3月20日までの期間において、申立人がAに勤務していたことが確認できる。

一方、申立人が供述する事業所の所在地を管轄する法務局が保管する商業登記簿から、当該所在地と同一の場所で「A社」が登記されていることが確認できるが、その設立の日は申立期間後の昭和53年8月23日付けである。また、前述の雇用保険加入記録の事業所名称に法人の種類が記載されていないことから、申立人が勤務していたとする事業所が、申立期間当時は個人経営の事業所であったと推認できる。

なお、社会保険事務所における記録では、A事業所及びA社のいずれの名称でも申立期間を含めたすべての期間において、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A事業所及びA社の事務を担当していた社会保険労務士は、「当該事業所の労働保険の手続を手伝っていたことがあるが、事業主から、厚生年金保険は手続をしないようにとの指示があった。」と供述している。

さらに、A事業所及びA社の事業主は既に死亡しており、当時の役員等からも回答が得られない上、申立期間当時にA事業所に勤務していたとされる同僚やその他の従業員を特定することができず、これらの者から申立人の勤務期間

や厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

加えて、社会保険庁の記録から、申立人が、申立期間のうち昭和 51 年 9 月 30 日以降について、国民年金に任意加入し、その保険料をすべて納付していることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて、明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。